

<資料>

教科書と自衛隊

The Japanese Self-Defence Forces

in Social Studies Textbooks

前　　圭　　一

はじめに

- ① 中学校社会科教科書(公民的分野)にみられる「自衛隊」の記述
 - ① 1981年度用中学社会(公民的分野)教科書一覧
 - ② 1981年度使用中学校社会科教科書(公民的分野)にみられる「自衛隊」についての記述
 - ③ 「自衛隊」記述の特徴
- ② 教科書の「自衛隊」記述に対する偏向攻撃——『疑問だらけの中学教科書』
- ③ 自衛隊関係資料
 - ① 防衛庁による教科書の分析資料と要望書
 - ② 「有事立法中間報告」(要旨)
 - ③ 「昭和56年版・防衛白書」(抄)
 - ④ 日本国憲法前文・第9条
 - ⑤ 自衛隊法(抄)
 - ⑥ 日米安全保障条約
- ④ 「自衛隊」についての意識調査
 - ① 国民の防衛意識 ② 日本に軍隊は必要か ③ 再軍備に賛成か反対か ④ 核武装に賛成か反対か ⑤ 自衛隊に対する態度 ⑥ 自衛隊の役割 ⑦ 自衛隊は合憲か違憲か ⑧ 憲法第9条改正の賛否
- ⑤ 政府関係者の発言——防衛・教育(教科書)問題——
 - ① 防衛問題
 - ② 教育(教科書)問題
- ⑥ 年表
 - ① <憲法と防衛>年表
 - ② <教科書問題>年表

はじめに

学習指導要領の改訂(1977年7月23日文部省告示、1981年4月1日から施行)にともない、1981年4月から中学校では、新しく改訂された教科書が登場した。本資料は、新しく改訂された中学校社会科教科書(公民的分野)にみられる自衛隊記述について、関連資料とともに整理してみたものである。

この資料は、直接には、教科書の批判・検討のための資料としての活用を意図したが、防衛・教科書問題の資料としても広く役立つよう工夫したつもりである。

ここで、「自衛隊」をとりあげた理由について、簡単に述べておきたい。第一に、自衛隊の問題は、日本国憲法の三つの基本原則の一つである平和主義と深くかかわっており、憲法の原則を現実・具体的に学習していく上で、格好の材料であること。第二に、最近の防衛論議は、改憲の動きと一体となって、国民に80年代の日本の進路選択を迫っており、重大な政治問題となってきた。この意味で時事問題学習の適切な材料であること。第三に、第二の動きとかかわって、1982年度から使用される新しい高校教科書に対し、最近の自民党や財界などの“偏向教科書キャンペーン”に沿った厳しい検定作業がおこなわれており、「とりわけ、新設された高校社会科『現代社会』では、憲法の歴史的記述の削除、自衛隊の合法性や北方領土問題の明記を強く求め、権利、核・原発、企業、経済などの取り扱いでも書き換えを迫」(朝日新聞'81年7月10日付)っている。このように、教科書攻撃において、自衛隊問題が一つの論点になっており、教科書問題を考える一つの材料となっていること。

① 中学校社会科教科書(公民的分野)にみられる「自衛隊」の記述

① 1981年度用中学社会(公民的分野)教科書一覧

教科書会社	教科書名	主な監修者・著者名	
大阪書籍(大書)	中学社会 公民的分野	木原健太郎(国立教育研究所第四研究部長) 菊地 勇(広島大学付属高・中校教諭) 伊東亮三(広島大学助教授) 砂川良和(広島大学教授) 太鼓失晋(広島大学付属高・中校教諭) 竹田加寿雄(神戸学院大学教授) 森分孝治(広島大学助教授)	
学校図書(学図)	中学校 社会 公民的分野	渡辺洋三(東京大学教授) 丸木政臣(和光学園幼・小・中・高等学校長)	永原慶二(一橋大学教授) 関根鎮彦(東京経済大学講師)
教育出版(教出)	中学社会 公民的分野	佐藤 竜(成蹊大学教授) 野村正七(横浜国立大学学長)	北島正元(立正大学教授)
清水書院(清水)	日本の社会と世界 公民	美濃部亮吉(前東京教育大学教授) 市川正巳(筑波大学教授) 護 雅夫(東京大学教授)	
中教出版(中教)	中学生の社会科 現代の社会(公民)	伊東光晴(千葉大学教授) 大江徹郎(東京都大田区立大森第六中学校教諭) 小山博也(埼玉大学教授)	金原左門(中央大学教授) 斎藤 孝(学習院大学教授) 地主重美(千葉大学教授) 森岡清美(成城大学教授)
東京書籍(東書)	新しい社会(公民)	鵜飼信成(専修大学教授) 川田 侃(上智大学教授)	尾藤正英(東京大学教授) 山鹿誠次(東京学芸大学教授)
日本書籍(日書)	中学社会 公民的分野	尾崎盛光(文教大学教授) 堀尾輝久(東京大学教授) 西川大二郎(法政大学教授)	吉川虎雄(東京大学教授) 児玉幸多(学習院大学教授) 井上光貞(東京大学名誉教授)

② 1981年度使用中学校社会科教科書(公民的分野)にみられる「自衛隊」についての記述

<コメント>

〔1〕普通、教科書では、憲法の平和主義の原則との関連において、自衛隊の記述がなされている。この点を配慮し、編集にあたっては、憲法の平和主義の記述も含めることにした。

(2) 各社により、編集の仕方が異なるので、全体の中での自衛隊記述の位置づ

けを明確にしておくために、章のどの部分でとりあげられているかを、「自衛隊」記述の冒頭部分に示すようにした。】

〔大阪書籍〕

(第一章 わたしたちの生活と民主政治 第2節 人権の保障と日本国憲法 2. 日本国憲法の基本原則)

	兵 員	一般市民	死 亡	ゆくえ不明	の 死 亡
アメリカ	407 828	—	—		
イギリス	353 652	90 844	60 595		
フランス	166 195	—	174 620		
ソ連	(12 000 000~15 000 000)				
中國	1 310 224	115 248	—		
ドイツ	2 100 000	2 900 000	500 000		
イタリア	389 000	214 647	179 803		
兵員の死亡 一般市民の死亡					
日本	約 230万人	約 80万人			



■第2次世界大戦における死者者数
(ワールド アルマナック、厚生省資料より)

■空襲で破壊された市街地(1945年、大阪府)

平和主義

わが国は、第2次世界大戦で国内外に大きな損害をもたらし、しかも、世界ではじめて原子爆弾の惨禍をこうむりました。
(←口絵図 →P.236)

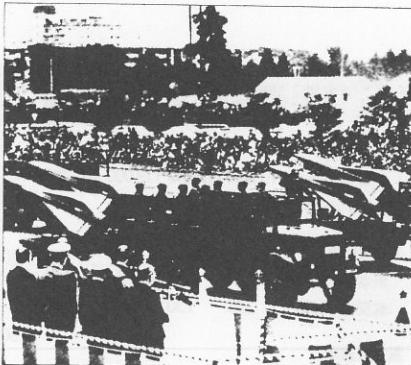
戦争は、多くの生命を危険にさらし、自由や権利をいちじるしくそこないます。したがって、基本的人権を守るためにには、ぜったいに戦争をなくさなければなりません。わたしたちは、平和のうちに生きる権利をもっているのです。

日本国憲法は、その前文で、戦争について深く反省し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としています。それとともに、「政府の行為によって再び戦争の慘

禍が起ることのないやうにする」と、その決意を示しています。そして、「日本国民は、恒久の平和を念願し、……平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」とする考えを明らかにしています。さらに、この徹底した平和主義を貫くため、「国権の發

(1978年度)

順位	国名	軍事費用
1	ソ連 (1977年度)	295 127(億円)
2	アメリカ	250 747
3	中國	76 289
4	西ドイツ	47 387
5	フランス	38 872
6	イギリス	30 132
7	サウジアラビア	29 224
8	イラン	22 061
9	日本	19 010
10	イタリア	12 449
11	エジプト (1976年度)	10 782
12	オランダ	9 338



■自衛隊の観閲式(埼玉県)

■各国の軍事費用(1979年版防衛白書)

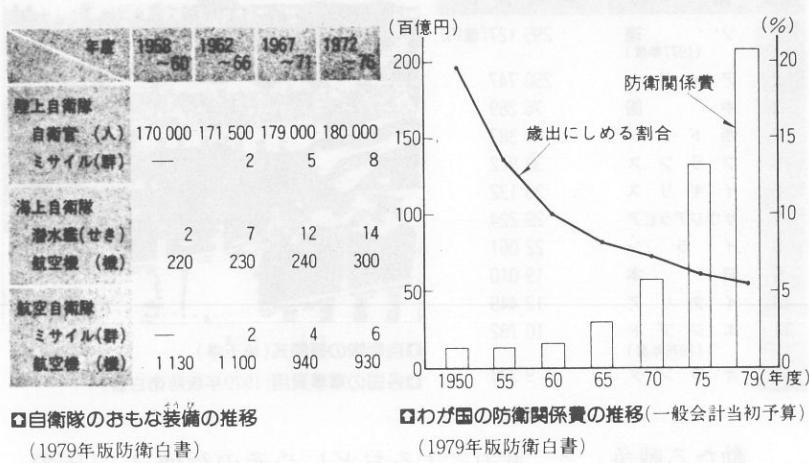
動たる戦争」と、武力によるおどしやその行使は、「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と決めています。その目的を達成するため、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定めています(憲法9条)。このように平和主義にてつ徹した憲法の規定をもつ国は、ほかに例がありません。

1950年(昭和25)におこった朝鮮戦争をきっかけに、占領軍の命令で設置されたのが、警察予備隊です。その後、日本がサンフランシスコ平和条約を結んだのち、1954年には自衛隊と改称され、陸海空の三部隊は、逐次、整備・強化され、今日にいたっています。

これについて、憲法9条との関係で、議論が大きく二つに分か

れています。一つは、憲法の精神は戦争を全面的に放棄したもので、自衛のための戦力でもゆるされないという意見です。他の一つは、侵略のための戦力はゆるされないが、国に自衛権が認められる以上、自衛のための戦力はもつことができるという意見です。

現在、政府は、自衛隊は自衛力であって、憲法9条の戦力にあたらないという見解をとっています。これに対して、憲法の規定に違反するという意見も少なくありません。



憲法9条の解釈

1978年1月の参議院で、法制局長官は、「自衛の限度は、そのときどきの国際情勢、軍事技術の水準、その他の諸条件により変わり得る相対的面を有することは否定できない」と答弁し、1979年3月の参議院で、首相は、「憲法は、自衛のため必要最小限度にとどまるものは核兵器も禁止するものではない」と述べ、ただ「非核3原則 (P.236)^(→ P.236)の国是によって、いつさいの核兵器を保有し得ない」と答弁しました。

この見解を1946年の制憲議会における「憲法第9条第2項により (P.45)^(→ P.45)自衛のために戦力を持てない」とした当初の解釈とくらべると、その変化のはげしさに思いなからばにすぎるものがあります。その間、

「自衛隊は近代戦を遂行するに足る戦力ではない」という中間解釈、さらに「自衛のためには戦力は持てる。したがって自衛隊は合憲である」という認識をへて、「核兵器保有可能」の今日まで変転してきた政府の解釈は、これが同じ憲法第9条かと思わせるほどです。

憲法施行30余年の歳月は、前文および第9条の徹底的な平和主義の理想と、国民所得の1%にあたる国防費を支出し、25万の自衛隊を持つにいたった現実との矛盾を、どうしてつじつまを合わせるかに費されたともみられます。（1979. 5. 3 A新聞社説より）

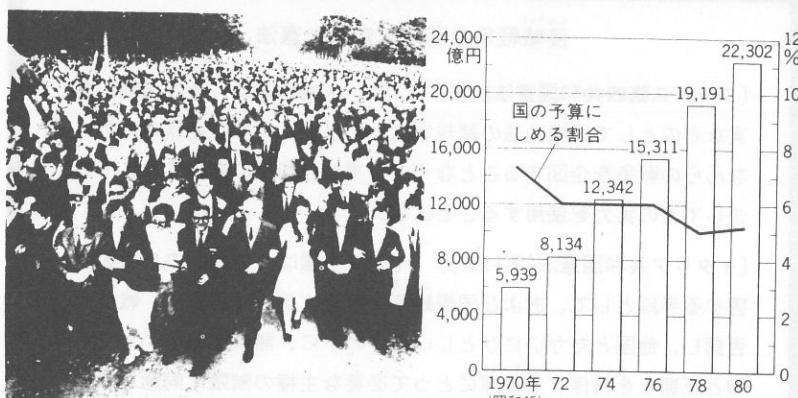
(P 49~51)

〔学校図書〕――

(I 国民生活と政治 2. 国民生活と日本国憲法、日本国憲法と民主主義)

平和主義

憲法の3大原則の一つである平和主義は、他国の憲法にみられない日本国憲法の特色である。戦争は、国際紛争を武力によって解決しようとするものであり、もっとも残酷な問題解決の方法である。ひとた



ベトナム戦争反対のデモをするフランスの人々

防衛関係費のうつり変わり（「日本統計年鑑 1979」）

び戦争になれば、尊い人間の生命がそこなわれるだけでなく、財産も自由もそのすべてが破壊されることになる。民主主義と人間の尊重をめざすことは、戦争をにくみ平和を求めるにつながる。ところが、日本は前世紀末以来、半世紀にわたって、しばしば戦争をくり返してきた。近代日本の歴史は、戦争の歴史でもあった。したがって、日本国憲法は、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」また、「平和のうちに生存する権利を有する」ことを、とくに前文でうたっている。

日本国憲法は、この前文の基本的精神をうけて、第9条で戦争放棄を規定している。憲法制定から30年をへた今日、国際および国内情勢が大きく変わり、この規定をめぐる考え方の上にも対立が生じてきている。

(P25~26)

(I、4. 國際社会と平和、戦後日本の出発)

侵略戦争の否定を定めた憲法

〔フランス第四共和国憲法前文〕 フランス共和国は、その伝統に忠実なものとして国際公法の諸規定にしたがう。それは征服のためになんらの戦争を企図することなく、いずれの国民の自由に対しても、決してその実力を使用することはない。

〔イタリア共和国憲法(第11条)〕 イタリア国は、他国民の自由を侵害する手段として、および国際紛争を解決する方法として、戦争を否認し、他国とたがいにひとしい条件の下に、諸国家のあいだに和平と正義とを確保する秩序にとって必要な主権の制限に同意し、この目的を有する国際組織を推進し、助成する。

日本国憲法と平和主義 日本国憲法は前文で、「日本国民は……政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、……この憲法を確定する。」といふ。第二段の後半では、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とのべている。そして、このような権利を保障するために、世界の歴史上はじめて、戦争放棄を条文として定めたのである。

日本国憲法第9条では、その1項で、国家間の紛争を解決する手段として、国権の発動としての戦争だけでなく、武力行使、武力による威嚇を永久に放棄するといふ、国際紛争に対しては、武力によらず、外交交渉や第三国による調停、国際司法裁判所の仲裁など、平和的手段だけで解決するとした。また2項では、そのために、陸海軍や他の戦力と交戦権の否認を定めたのである。原爆という大量破壊と大量殺りく兵器が登場したことにより、ひとたび戦争がおこれば、世界の人類が絶滅の危機にさらされることとなった。今日、日本国憲法の前文で宣言した平和主義とその精神の具体化である第9条のもつ意義は深く重い。

(P73~74)

朝鮮戦争と警察予備隊 第二次世界大戦後、朝鮮は、日本の植民地支配から解放された。しかし、アメリカとソ連

の管理下におかれた朝鮮は、南北に分断され、1948年南に大韓民国（韓国）、北に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）が成立した。その後、平和的統一が達成されないまま対立がはげしくなり、1950年に朝鮮戦争^{ちゅうりゅう}がぼっ発した。アメリカはただちに、日本に駐留^{ちゅうりゅう}していたアメリカ軍を中心とする軍隊を、国連軍の名において韓国を助けるために、出動させた。一方、ソ連・中国も北朝鮮を援助^{えんじょ}し、やがて中国は義勇軍を送った。

朝鮮戦争のさなかに日本では、当時、日本を占領していた連合国軍総司令官マッカーサーの指令にもとづいて警察予備隊^{ちえんよびたい}が創設された。この戦争をすすめる上でアメリカ軍の重要な基地のある日本の治安^{ちあん}を守るためであった。朝鮮戦争がはげしくなり、また警察予備隊がつくられたことで、日本国内では、軍事基地や再軍備をめぐる人々の意見が対立した。さらにアメリカがおしそすめる講和条約^{ていけつじょうやく}の締結をめぐって、国内世論が、アメリカを中心とする国々とのいわゆる単独講和^{だんどくじょうわ}か、社会主義国をふくめたすべての交戦国との全面講和^{ぜんめんじょうわ}かにわかれ、戦争か平和かの議論がたたかわされた。

講和と安保

1951年9月、サンフランシスコで、講和条約^{ていけつじょうやく}と日米安全保障条約（安保条約）が調印され、翌年4月発効した。

講和条約は、連合国の中ソ連・中国などを除いたアメリカ・イギリス・フランスなど48か国との間に結ばれた。また、安保条約は日本とアメリカ両国間に締結されたが、

そこには、日本がわの希望として日本の防衛のため、アメリカ軍の駐留^{ちゅうりゅう}と基地提供が入れられた。一方、アメリカの希望として、直接・間接の侵略^{しんりやく}に対抗するため防衛力を、しだいにふやしていくことが規定された。

講和条約後初の国会では、アメリカ軍のための基地接收^{ひきゅう}やアメリカ軍の秘密保護などの法律が制定され、保安庁法によって、7万5千人の警察予備隊が、11万人の保安隊に増強された。その後、1953(昭和28)年の朝鮮戦争休戦により、朝鮮や日本に駐留^{ちゅうりゅう}するアメリカ軍の撤退^{てつたい}にそなえて、アメリカの軍事経済援助^{えんじょ}をもな内容とする MSA 協定(相互防衛援助協定)が結ばれ、それとともに制定された防衛二法(自衛隊法・防衛庁設置法)にもとづいて陸・海・空の自衛隊が発足した。自衛隊法には、自衛隊のおもな任務として、直接・間接の侵略から国を防衛すること、自衛隊の行動として、防衛出動^{ちあん}・治安出動^{はけん}・災害派遣の三つが定められている。

安保改定と
ベトナム戦争

自衛隊
の発足

にあたり、合憲か違憲^{いけん}かの問題をめぐって、憲法論議がまきおこり、憲法改正の問題が表面化した。



日米安全保障条約改定反対のデモ（1960年）

(第一章 人間の尊重と民主主義 (2)人権の保障と憲法、日本国憲法の特色)

❶ 平和主義 ❷ 日本国憲法は、太平洋戦争の悲惨な体験から、強く平和を求める願いをこめて、国際間の紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、このための戦力をもたないという徹底した平和主義の考え方を宣言した(第9条)。これは、世界でも最初のことと、日本国憲法の大きな特色であり、基本的原則の一つである。

(P17)

(第一章、[資料] 資料で日本国憲法について考えよう)

●日本国憲法に示された国際平和主義

国の中で、国民全体で、物事をきめてゆくことを、民主主義といいましたが、国民の意見は、人によってずいぶんちがっています。しかし、おおぜいのはうの意見に、すなおに従ってゆき、またそのおおぜいのはうも、すぐないはうの意見をよくきいて自分の意見をきめ、みんなが、なかよく国の仕事をやってゆくのでなければ、民主主義のやりかたは、なりたたないです。

これは、一つの国について申しましたが、国と国との間のことと同じことです。自分の国のことばかりを考え、自分の国のためにばかり考えて、ほかの国の立場を考えないでは、世界中の国が、なかよくしてゆくことはできません。世界中の国が、いくさをしないで、なかよくやってゆくことを、国際平和主義といいます。だから民主主義ということは、この国際平和主義と、たいへん深い関係があるのです。こんどの憲法で民主主義のやりかたをきめたからには、またほかの国にたいしても国際平和主義でやってゆくということになるのは、あたりまえであります。この国際平和主義をわざって、自分の国のことばかり考えていたので、とうとう戦争をはじめてしまったのです。そこであたらしい憲法では、前文の中に、これからは、この国際平和主義でやってゆくということを、力強いことばで書いてあります。またこの考えが、あとで述べる戦争の放棄、すなわち、これからは、いっさい、いくさはしな

いということをきめることになってゆくのであります。

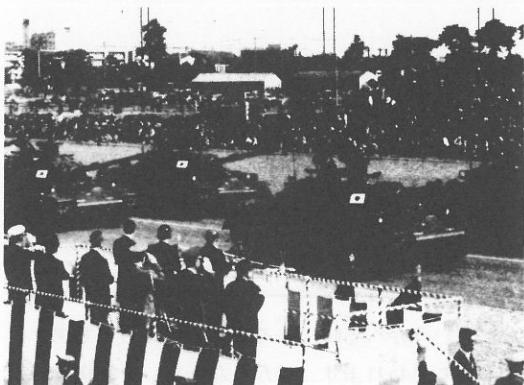
（「あたらしい憲法のはなし」）



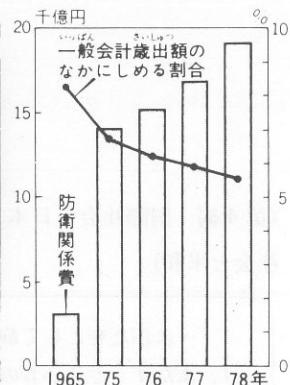
●「あたらしい憲法のはなし」
のさし絵 戦車や大砲などの
武器をとかして、国民生活に
役だつ建物や電車や消防自動
車をつくっていくことをあら
わしている。

(P 25)

(第四章 日本の政治のしくみとはたらき (3)行政をなう内閣)



●自衛隊の観閲式



●防衛計画規模の推移(防衛省)

外交と防衛

日本国憲法は、わが国が、国際社会で
どういう立場をとっていくかを示して
いる。わが国の外交は、国際連合中心主義を基本とし、
国際連合をはじめ、各種の国際機関や諸外国に使節を派
遣し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとしている。
これも、行政のたいせつなしごとである。

また、国土の防衛については、複雑な国際情勢のなかで憲法第9条の平和主義をめぐって、意見の対立があるが、政府はアメリカ合衆国との間に安全保障条約を結び、
軍事施設の使用と軍隊の駐留を認めている。(→ p.274) また、自衛隊についてはたえず問題とされてきたが、政府は憲法にてらして適法と認め、各地に自衛隊をおいている。

(P 68)

〔清水書院〕

（第4編 国際社会と日本 第1章 日本の平和主義と国際社会 1. 国際社会と平和）

「…まぶたをして静かに思いうかべる時、まるで昨日のようでもあり、またずっと遠い昔のようにも思われます。しかしながら、原子爆弾の惨禍をもたらした人的、あるいは物質的損失は、精け容赦もなく、私たち被爆者、また、遺族の肩にいやというほど重くのしかかって参りました。被爆者はそれぞれの病院、あるいは施設、また自宅において、原子爆弾による被爆の特異性から、長い間の社会的、また、医学的な後遺症に苦しみながら、必死になって生き抜こうとしております。

（第33回長崎原爆忌「平和の誓い」より）

日本国憲法と
平和主義

上の文章でみるよう、1945(昭和20)年8月6日広島に、ついで8月9日長崎に投下された原子爆弾によるざんこくな傷あとは、30数年もたった今日もなお、消えてはいない。

このような痛ましいわざわいを、はかり知れないほどにもたらして終わった第二次世界大戦をきびしく反省し、わが国は、日本国憲法に、徹底した平和主義(戦争の放棄)をかけ、ふたたびあやまちをくりかえさないという国民の強い決意を世界の人々に明らかにしたのである。

憲法は、まず、その前文で、日本国民は「政府の行為によって、再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」安全と生存を保持すると述べ、そして、9条では、「国際紛争を解決する手段として」の戦争を放棄すること、そのために「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とこと、および「国の交戦権は、これを認めない」ことを定めている。

(P195)

(第4編、第2章 世界の平和と日本 1. 第二次世界大戦後の国際社会)

東アジアの動き
と 日 本

第二次世界大戦後の米ソ両陣営の対立は、東アジアにも大きな緊張をもたらした。ソ連や1949年に成立した中華人民共和国などの社会主义国家と、アメリカとのあいだにあって、いわゆる二つの世界の接する地点に位置するわが国の外交も、こ

の対立に大きく影響されることになった。

1951(昭和26)年、サンフランシスコ平和条約の締結とともに、^{ついでに}わが国は日米安全保障条約^①を結んで、アメリカ合衆国軍隊の日本駐留を認めた。^(→p. 249)こうして、アメリカの陣営に日本も加わることになった。

その間、1950年には朝鮮戦争がおこり、日本占領中のアメリカの軍隊は朝鮮に出動した。それにともなって、それまでいっさいの軍事力をもつことを禁じられていたわが国の政府は、連合国最高司令官の指令にもとづいて警察予備隊を設け



自衛隊の演習 今日では、その装備も充実し、アジアでも有数の実力をもつといわれるまでになってきている。

た。そして、1954年には自衛隊と改称し、その後も、緊張関係の続く東アジアのなかで、アメリカのアジア政策と深くかかわりあいながら、しだいに増強してきた。

国民のあいだには、自衛隊は日本国憲法9条で禁じている戦力にあたるから、憲法違反であるという意見も少なくないが、政府は、自衛のために必要な最小限の実力を備えることは、9条で禁じてい

① この条約は1960年に改定された。その際衆議院で野党の反対を押し切って、与党が単独採決を行ったため、国民のあいだに不満が高まり、大規模な反対運動が行われた。

二十 る戦力の保持にあたらないという見解をとっている。また、日米の軍事的協力体制は、平和主義の原則にも反し、わが国の意思とかかわりなく戦争にまきこまれるおそれがあるという反対意見もある。

意共々國でつらひ武をこはさ平和も安らぎ國の心 (P206~207)

〔中教出版〕

(◆人間尊重の社会をめざして 3. 平和主義と主権者)



3 平和主義と主権者

日本の平和主義

◎日本国憲法では、平和主義について、どのように定めてい
るか。

(平和と人権) わたしたちがもつ人権は、永久におかすことのできないものである。しかし、それは、戦争のない社会が前提であって、ひとたび戦争がおこれば、人間どうしの殺し合いになり、人権尊重の原則は、ひとたまりも

なくくずれてしまう。つまり、平和は、人権と切りはなすことのできない関係にあるのである。

わたしたち日本国民は、第二次世界大戦、ことに原子爆弾の投下によって、致命的な被害を受けた。このような経験によって、わが国は、2度と戦争をおこさないという固い決意を、憲法の中にはっきりとうたった。

すなわち、日本国憲法は、その前文と第9条で、平和主義を国の政治の基本原則として宣言し^(→10)、わが国の国際紛争を解決する際、戦争あるいはそれに類似した行動をとらないこと、また、そのために、陸海空軍その他の戦力をもたない

イタリア憲法（1947年制定）

第11条 イタリアは、他国民の自由を侵害する手段として、および国際紛争を解決する方法として、戦争を否認し、他国と相互に等しい条件のもとに、諸国家間に平和と正義とを確保する秩序にとって必要な主権の制限に同意し、この目的をもつ国際組織を推進し、助成する。

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）憲法（1949年制定）

第24条 ②連邦は、平和を維持するために、相互的、集団的安全保障制度に加入することができる。連邦は、その際、ヨーロッパおよび世界の諸国民の間に、平和な示続的秩序をもたらし、かつ保障する主権作用の制限に同意する。

第26条 ①諸国民の平和的な共同生活を乱すおそれがあり、かつその意図をもっておこなわれる行為、とくに侵略戦争の遂行を準備する行為は違憲とする。これらの行為は処罰される。

フィリピン憲法（1935年制定）

第3条 フィリピンは、国家の政策の手段としての戦争を放棄し、一般に承認された国際法の諸原則を国内法の一部として採用し、かつ、すべての国家との平和・平等・正義・自由・協力および友好の政策を堅持する。

↑侵略戦争などの禁止を定めた外国の憲法の例

こと、および交戦権を自ら否定することを定めている。憲法の中に、戦争の禁止を定めている国はいくつか見られるが、わが国ほど徹底した平和主義を打ち出している国は、ほかにはない。わたしたちは、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わたしたちの安全と生存を保っていこうと決意したのである。

現在ある自衛隊については、それが日本国憲法第9条の戦力にあたるかどうかという点で、国民の意見は必ずしも一致していない。政府としては、第9条の戦力にはあたらないとの見かたをとっている。

(P29~30)

〔東京書籍〕

(第一章 人間の尊重と日本国憲法 [2] 国民主権と平和主義)

平和主義

日本国憲法の平和主義は、他国の憲法にはない特色をもつといわれる。それはどんな

内容のものだろうか。

日本国民は、^{ひんみん} 恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信赖して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、压迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている。国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国憲法は、前文と第9条で、**平和主義**を国の政治の基本原則にすることを宣言している(図16)。第9条は、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」(第9条①)

と述べ、さらに、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」

「国際交戦権は、これを認めない。」(第9条②)と定めている。

他国からの侵略に**対抗**し自国を防衛することは、独立国の権利として国際間で認められている。世界の国々のなかには、憲法にとくに戦争に関する定めを設け、侵略のため



●爆撃のため廃墟となった東京（第二次世界大戦）

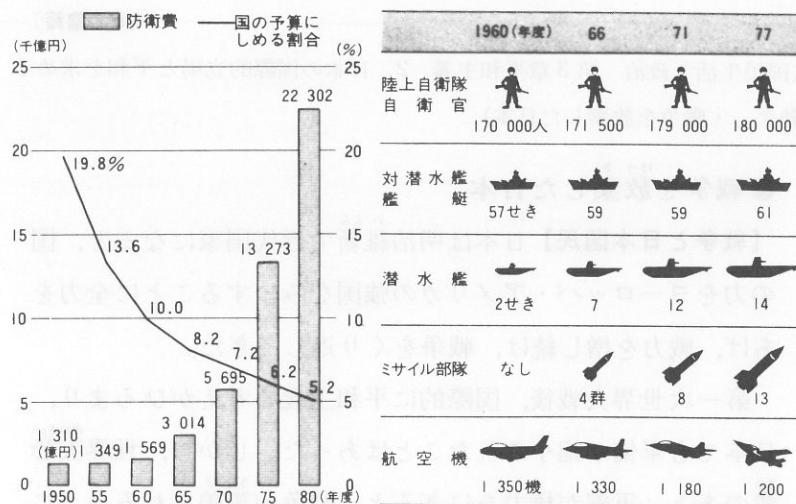
の戦争をしないと宣言する国がみられる。^{*1}しかし、日本国憲法のように、ひろく戦争を放棄し、戦力を保持しないと、いう徹底した平和主義をとっているものはない。日本は、第二次世界大戦のきびしい反省にたち、また、世界ではじめて核兵器の惨禍をこうむった国として、どのような名においても、戦争をふたたびくりかえしてはならないと、かたく決意し、この平和主義の原則を確立したのである。

憲法と自衛隊

1950年、朝鮮戦争がおこった。当時の日本は連合国^{せんりょう}の占領下にあったが、連合国軍総司令部の指示で、警察予備隊が設けられた。やがて、それは保安隊となり、のち1954年、陸上・海上・航空の自衛隊へと発展し、装備の面でも増強がつづけられていった。

このあいだに、憲法と自衛隊との関係についての論議が高まり、自衛隊は、自衛のための必要最小限の自衛力であり、憲法第9条で禁じている戦力にあたらない、という見解に対し、第9条の戦力にあたるものであるから憲法に違反する、という主張がつづけられている。（図17、18）

教科書と自衛隊（前）



●図17 防衛費の移り変わり（防衛ハンドブック）

●図18 自衛隊の装備の移り変わり（防衛年鑑）

現実の国際社会では、軍備の縮小をめざす努力がなされ
てはいるが、その効果はなかなかあがらず、また、武力紛
争も絶えない。しかし、わたしたちは、国際平和と日本の
防衛問題を、つねに憲法第9条の平和主義にてらして考
えていくことがたいせつである。そして、日本は、国際紛争
にあたっては、あくまでも外交などの平和的手段によって、
その解決に努力しなければならない。

*1 「侵略戦争」を否定している憲法には、フランス、ブラジル、イタリアなどの
憲法がある。また、「自衛のための戦争」だけを認めている憲法には、ポーラン
ド、ビルマなどの憲法がある。

〔日本書籍〕――

（国民生活と政治 第3章平和主義 2. 日本の国際的立場と平和を求める動き・戦争を放棄した日本）

● 戦争を放棄した日本

【戦争と日本国民】日本は明治維新で近代国家になると、國の力をヨーロッパ・アメリカの強国なみにすることに全力をあげ、戦力を増し続け、戦争をくり返してきた。

第一次世界大戦後、国際的に平和主義の考えがひろまり、日本でも軍備が縮小されたことはあった。しかし、世界大恐慌のあと、軍部が権力をにぎると、戦争が讃美されるようになった。国民は不景気で希望を失っていたので、戦争でくらしがよくなることを期待して、軍部を支持する者も多かった。戦争に反対する者は國賊としてひどい目にあった。日中戦争から第二次世界大戦にかけては、反戦運動はおしつぶされ、戦争に反対する人々はきわめて少数になってしまった。

第二次世界大戦では、戦場において200万人以上の人々が命をうばわれ、国内でも何十万人もの人々が爆撃などで死んだ。多くの人々が家を失い、ほとんどの国民が食料や衣料の欠乏で苦しんだ。そのため、病氣で死んだ人もたくさんいた。当時の日本人は、家族や親族のだれかを戦争で失っていた。

しかし、日本軍が侵攻した地域では、日本の何倍もの犠牲が出た。

【戦争放棄の日本国憲法】 日本国民は、この戦争によってはじめて、戦争がどんなに恐ろしくみじめなものであるかを知った。そして平和がどんなにたいせつなものであるかも知った。そこで、日本国憲

法が戦争を放棄し、戦力をもたないとしたとき、圧倒的多数の国民がこれを支持した。

日本国憲法はその前文で、「日本国民は、-----政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と宣言している。そこで第9条では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とし、そのために「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定めた。

	死 者 ゆくえ不明者	負 傷 者
オーストラリア	37,637	25,856
ベルギー	22,651	14,500
ブラジル	975	4,222
カナダ	42,666	53,145
中国	1,500,000	2,000,000
チェコスロバキア	6,683	8,017
デンマーク	6,400	
フランス	245,000	390,000
ギリシャ	17,024	47,290
インド	48,674	65,174
オランダ	230,177	
ニュージーランド	10,764	19,354
ノルウェー	1,598	364
ポーランド	550,000	320,000
南アフリカ	9,500	15,000
ソ連	6,115,000	14,012,000
イギリス	403,195	369,267
ユーゴスラビア	305,000	425,000
オーストリア	220,000	300,000
ブルガリア	18,500	19,000
フィンランド	76,893	
ドイツ	3,250,000	7,250,000
ハンガリー	147,435	89,313
イタリア	380,000	225,500
ルーマニア	73,000	49,000
アメリカ	545,108	670,046
日本	2,565,878	326,000

◆第二次世界大戦における各国の死者・負傷者数

(朝日年鑑1966年版) 中国の死者数については、1,000万人ともいわれる(少年朝日年鑑1973年版)。このように損害実態は確定しにくい。

侵略戦争の否定を定めた憲法（要約）

※日本国憲法と比較してみよう。

〔イタリア共和国憲法〕 イタリアは、準備する行為は憲法に違反する。

他の国民の自由を侵害する手段、また（1949年制定）

たは国際紛争の解決の手段としての戦争を認めない。（1947年制定）

〔ドイツ連邦共和国憲法〕 諸国民が、他の國民の平和的共同生活を妨害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為、とくに侵略戦争の遂行

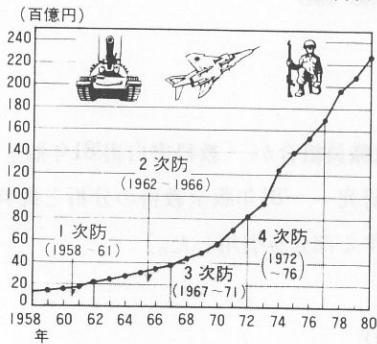
〔ポーランド人民共和国憲法〕 ポーランド人民共和国に対する軍事攻撃があったとき、また条約にもとづき侵略に対する共同防衛の必要が生まれたときにかぎり、国会が宣戦を決定する。（1952年制定）

● 平和憲法と自衛隊

【自衛隊の創設】 1950年に朝鮮戦争がおこり、日本にいたアメリカ軍が朝鮮に出動したとき、連合国軍最高司令官は、日本政府に警察予備隊をつくるように指令した。日米安全保障条約が結ばれたのち、警察予備隊は1954年に自衛隊と改められ、陸海空の3部隊ができた。

これについて、自衛隊は憲法第9条に反するという意見もある。しかし政府は、国には自衛権があり、日本の自衛隊は、憲法が禁止している「戦力」ではないと考え、その増強につとめてきた。その結果、自衛隊は、その予算の面でも装備の面でも、アジアで最も有力な軍事力のひとつとなっている。

そして、もし戦争がおこったばあいには、日米安全保障条約にもとづいて、自衛隊は国内にあるアメリカ軍の使用する「施設及び区域」をふくめて国土の防衛を分担し、アメリカ軍は攻撃を分担することになっている。これに対して国民のあいだには、アメリカが戦争をおこせば、日本は自動的に戦争にまきこまれるという声もある。



◆日本の防衛費の変化 防衛費はかなりのテンポでふえている。（日本国勢団会各年版）



◆自衛隊の演習風景 アメリカ軍との合同演習もおこなわれている。

【自衛権と戦争】どんな国でも、自国が外国から侵略されたときは、領土や国民をまもるために、武力を使ってでも侵略者とたたかう権利をもっている。それは個人が強盗におそわれたとき、これを防ぐ権利があるのと同じである。国家が侵略に対してもつこの権利を**自衛権**という。

しかしこれまで、どの国でも戦争を始めるとき、それを侵略のためだといったことはない。侵略戦争もほとんどが、自衛のためとか平和のためとかいって、実際には他国を攻撃したことからおこった。

自衛戦争 フランス革命のとき、プロイセンやオーストリアなどの王国は、フランスの共和政治をつぶそうとして侵略してきた。これに対して、フランス人民は、義勇軍をつくってたたかった。

近くは第二次世界大戦のとき、フランス・東ヨーロッパ諸国や、中国などの人民は、侵攻軍に対して自由と民族の独立を守るためにたたかった。

これらのたたかいは、侵略戦争とは反対に祖国の主権と独立、国民の人権を守るための戦争であり、侵略者とたたかうための自衛戦争であった。

③ 「自衛隊」記述の特徴

<コメント>

〔自衛隊記述の特徴をつかむために日本教職員組合が「教科書白書'81年版」と銘うって出版している『中学校教科書の研究——'81年版全教科の分析と批判』（一ツ橋書房刊）から、自衛隊記述に関連する部分を引用した。〕

(3) 平和の問題(自衛隊、安保、核兵器)

80年代にはいり、軍事体制化が急速にすすむなかで、平和の問題は、きわめて重要な意味をもってきている。それだけに、教科書が平和の問題をどのようにあつかっているかは関心をひくところである。平和の問題について、とくに自衛隊、日米安全保障条約、核兵器を中心に検討してみよう。

平和の問題は、各社とも、憲法三原則の恒久平和主義の箇所と「国際社会と平和」の单元であつかっている。

日書、学図は、「国際社会と平和」の問題を政治单元のなかで三原則の恒久平和主義(前文、第九条)と関連させてあつかっており、平和の問題についてかなり説得力を発揮している。

しかし、教出、中教、大書、東書、清水は、「国際社会と平和」の問題を単元配列の最後に位置づけている。たしかにそれなりの意味をもつが、「公民的分野」は、週3時間になるのであり、時間のゆとりはなく、ともするとこの部分が授業で残されてしまう可能性がないとはいえない。その意味では、この配列は一考に値するのではなかろうか。

さて、具体的な問題にはいろう。

自衛隊と安保 「自衛隊の成立」について、朝鮮戦争下、占領軍の指令によって成立したことを歴史的に記述しているのは、大書、東書、清水、学図、日書である。成立経過にいっさいふれていないのは、中教、教出である。

「戦力の実態」について、装備と防衛費をともに示しているのは、大書、東書である。防衛費のみをあげているのは、教出、学図、日書である。「戦力の実態」について具体的な資料をあげていないのは、中教、清水である。

自衛隊と安保のうち、安保については、すべての教科書でふれられているが、自衛隊の記述とあわせてとりあげているのは、清水、教出、学図、日書であり、自衛隊の記述と別箇にあつかっているのは、大書、東書、中教である。

自衛隊と憲法第九条についての問題は、ニュアンスのちがいがあるが、各社の教科書がとりあげている。

(P129~130)

② 教科書の「自衛隊」記述に対する偏向攻撃——『疑問だらけの中学校教科書』

<コメント>

〔教科書偏向攻撃側のバイブル的文書といわれる森本真章（筑波大学講師）・滝原俊彦（帝京女子短期大学教授）著、福田信之（筑波大学学長）監修『疑問だらけの中学校教科書』（ライフ社刊 1981年2月27日発行）から、「自衛隊」に関する部分を引用した。（第二章 道に迷った教科書(2)防衛費と数字の魔術 P73~P89）

この本は、1980年12月13日、世界平和教授アカデミー・第二回学際研究会議第三分科会に提出された論文、『昭和56年より中学三年生が使用する社会科教科「公民的分野」の内容分析』（福田信之筑波大学長を代表とする「教科書問題研究会提出、森本氏講演）をまとめたものである。世界平和教授アカデミーとは、「1974年9月、『日韓教授親善セミナー』や『科学の統一に関する国際会議』 71年に世界基督教統一神靈協会（略称・統一協会）の教祖・文鮮明による提唱 が発展して発足した。」（三浦孝啓・大谷正著『平和教育への侵略者たち・教科書攻撃—「国防教育」への道』東研出版P185）団体である。〕

自衛隊は憲法違反か

自衛隊は、昭和29年6月9日、法律第169号として、国会の議決を経て成立了。自衛隊はこの自衛隊法に基づいて発足したものである。その目的は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにあることは言うまでもない。

ところが教科書は、自衛隊がこのように国会が定めた法律に従ってつくられていることを全く無視しているように思われる。たとえば、大阪書籍(50頁)は、自衛隊について次のように書いている。

1950年(昭和25年)におこった朝鮮戦争をきっかけに、占領軍の命令で設置されたのが、警察予備隊です。その後、日本がサンフランシスコ平和条約を結んだのち、1954年には自衛隊と改称され、陸海空の三部隊は、逐次、整備・強化され、今日にいたっています。これについて、憲法9条との関係で、議論が大きく二つに分かれています。一つは、憲法の精神は戦争を全面的に放棄したもので、自衛のための戦力でもゆるされないという意見です。他の一つは、侵略のための戦力はゆるされないが、国に自衛権が認められる以上、自衛のための戦力はもつことができるという意見です。

現在、政府は、自衛隊は自衛力であって、憲法9条の戦力にあたらないという見解をとっています。これに対して、憲法の規定に違反するという意見も少なくありません。

(大阪書籍 50頁)

文部省の中学校・学習指導要領によれば、「法を守ることが大切であることを理解させる」とあり、また同じ文部省の中学校指導書・社会編は、「民主的な社会においては、どのような法が、どのようにして作られ、どのように守られているかを理解させることが大切である」、「民主的な社会における法は、……国民の意思に基づいて制定されるものである」と、わが国のとっている議会制民主主義の基本原則をしっかりと教えるように指導している。

とすれば、教科書は自衛隊についても、それがどのような法律に基づいて作られたのかを、記述するのが当然ではあるまいか。少なくとも自衛隊が、国民の意思とは反対に、憲法や法律とも無関係に作られたかのような記述は、厳につつしむべきであろう。しかしながら、ほとんどの教科書が、自衛隊は憲法違反であることをほのめかすような記述をしているのは、どういうわけなのだろうか。

参考までに東京書籍(48頁)、日本書籍(124頁)の記述を掲げておこう。

自衛隊は、自衛のための必要最小限の自衛力であり、憲法第9条で禁じている戦力にあたらない、という見解に対し、第9条の戦力にあたるものであるから憲法に違反する、という主張がつけられている。

(東京書籍 48頁)

自衛隊は憲法第9条に反するという意見もある。しかし政府は、国に自衛権があ

り、日本の自衛隊は、憲法が禁止している「戦力」ではないと考え、その増強につとめてきた。
(日本書籍 124頁)

砂川事件に関する最高裁の判決は、「(憲法第9条は) いわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかし、もちろんこれによりわが国が主権国家として持つ固有の自衛権は、何ら否定されたものでなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである」として、自衛隊は違憲ではないことを示唆している。

自衛隊は、先にも述べた通り、国会で成立した法律に基づいてつくられたものである。国会は国民を代表する選挙された議員によって組織されているのであるから、国会で決められた自衛隊は、国民の意思を反映してつくられたものであることは否定できない。かりに意見の相違があったとしても、最終的には多数の意見に従うというのが民主主義の基本原則であり、教科書は、まずこのことをしっかりと教えるべきであろう。

ところが現実の教科書の記述は、「国民のあいだには、自衛隊は……憲法違反であるという意見も少なくないが、政府は……9条で禁じている戦力の保持にあたらないという見解をとっている」(清水書院 207頁)というように、あたかも、国民は自衛隊について疑問を持っているのに、政府はそれを無視して自衛隊をおいているかのような口ぶりである。ここでは、国民の意思と政府の方針は切り離され、互いにあい対立するものとしてとらえられている。

国民のあいだには、自衛隊は日本国憲法9条で禁じている戦力にあたるから、憲法違反であるという意見も少くないが、政府は、自衛のために必要な最小限の実力を備えることは、9条で禁じている戦力の保持にあたらないという見解をとっている。
(清水書院 207頁)

また、中教出版(30頁)にも同様に、自衛隊に関しては憲法第9条の戦力にあたるかどうかという点で、国民と政府の見解に合意を得ていないという意味の記述がある。

現在ある自衛隊については、それが日本国憲法第9条の戦力にあたるかどうかという点で、国民の意見は必ずしも一致していない。政府としては、第9条の戦力にはあたらないとの見かたをとっている。

（中教出版 30頁）

これをみると自衛隊が国会において、法律によって制定されていることなど、全く忘れ去られているような感じがする。

これでは議会制民主主義の正しいあり方が伝えられないばかりでなく、民主政治の考え方を根本的に否定することにつながりかねない。

国の防衛について、もし意見の対立があるということを書くのならば、議会制民主主義の原則をしつかりふまえたうえで、あらゆる意見、たとえば非武装中立、自衛隊不要の意見から自衛隊の増強や核兵器の保持という意見まで、並記するのが妥当な記述であろう。今のような教科書の記述では、生徒は自衛隊が法律によって決められていることさえも、よく分らないのではなかろうか。

なお文部省は、自衛隊も国会で成立した注律によって作られたのであるから、教科書では自衛隊が憲法違反であるかのように、憲法9条と関連づけて記述してはならない、と指示している。これは法治国家として、いわば当然の主張であろう。しかし、教科書の記述ではそれが守られていないのである。

参考までに『教育評論』（日教組編）に掲載された、自衛隊の記述に関する文部省の指示内容を付記しておこう。

自衛隊の記述に関する文部省の指示

四 体制の転換と教科書検定

1955年ごろより1965年ごろまで、教科書検定暗黒時代における、文部省の修正指示が示す方向は、どのような方向であったのであろうか。以下、社会科教科書についての指示を概括してみると、

……(中略)……

④憲法9条の戦争・戦力の放棄と、自衛隊の存在とを関連づけた記述を拒否する。

指示の例としては、「独立国なら自衛のための軍備も必要であることを考えて記述せよ」「憲法について条文解釈論議（9条についての意見の対立）は、中学生には理解困難だから避けよ」。

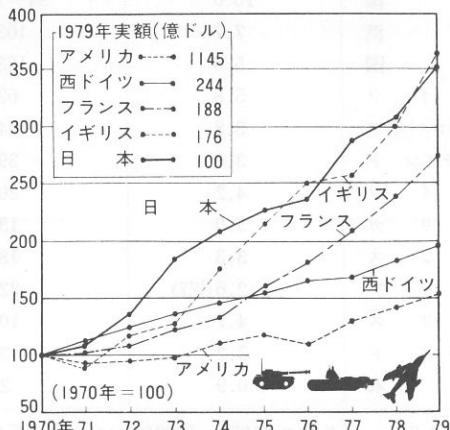
＜注＞これらの指示の傾向は、現在においても基本的にはかわっていない。

（『教育評論』1980年6月号 22～23頁）

防衛費を過大に見せる数字の魔術

また、新公民教科書ではどういうわけか、世界の中でも著しく国防支出の少ない日本の防衛費を、あたかも非常に大きなものであるかのように見せかけようとして苦心惨憺した形跡が見受けられる。

周知のように、わが国の軍事費は、GNP（国民総生産）比でも、総額でも先進諸国にくらべて少なく、また国の予算の中に占める割合も年々低下している（1960年に8.9%であったのが、1980年には5.2%になっている）。しかしながら、教科書に記載された上のグラフを見ると、いかにも日本の軍事費が、世界中で一番急激に増大しているかのような印象を受ける。しかも、なぜかソ連のグラフは抜けているのである。



↑おもな国の軍事費の増加率

（国際比較統計1980年版など）

（日本書籍 107頁）

このグラフは、軍事費の実額ではなく、1970年を100とした「増加率」である。実額ではアメリカの17分の1弱、西ドイツの約3分の1、フランス、イギリスの約半分に過ぎない（われわれはあとで気がついたのだが、各国の1977年の軍事費の実額が、グラフの左上に小さく囲んであることに注意していただきたい）。これはすなおに見れば、これだけ増加させてもやっとこの程度であって、1970年当時の国防支出がいかに少なかったかを示すものだともいえるのである。

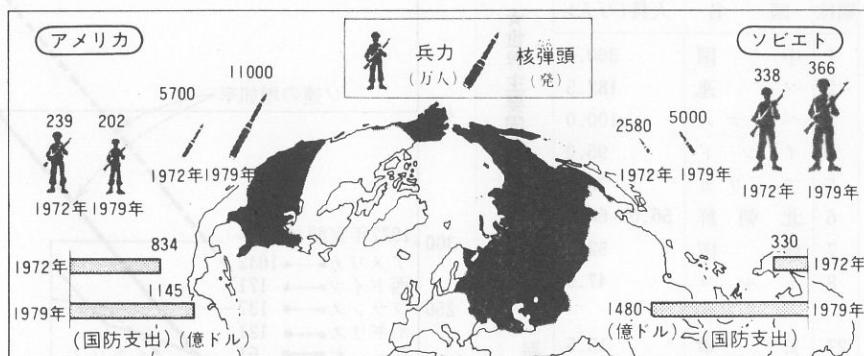
日本の増加率が他国に比べて大きくなっているのは、世界でも抜群の高度経済成長があったためである。それゆえわが国では、軍事費ばかりでなく、社会保障や公共事業、文教等関係費など、もっと大きな割合で伸びているのである（87、88頁の図表参照）。

主な国の国防支出および兵力の割合（1978年）

国名	GNPに対する国防支出の割合(%)	人口1000人あたりの兵員数(人)
北朝鮮	11.4	195～197
ソ連	11～14	111
中國	10.0	94～104
台灣	7.7	103
韓國	5.6	123
東ドイツ	5.8	62
チエコスロバキア	3.8	44
ポーランド	3.0	39
西ドイツ	4.2	20
アメリカ	5.0	13
フランス	3.3	18
イタリア	2.6('77)	22
イギリス	4.7	10
インド	3.2	3
日本	0.9	2

資料はミリタリー・バランス（1979～1980年）による。兵員数は正規軍と予備役（民兵等）の総計

教科書のグラフを見ると、日本はいかにも軍国主義の道を突き進んでいるかのような錯覚に陥る。しかし、上の表で見るように GNP に対する国防費の



↑アメリカとソ連の軍備拡張競争（ミリタリー・バランス1979～80年版）

(日本書籍 115頁)

割合からいっても、また国の全人口と比較した兵員数からいっても、わが国は世界の中でも最も低く、最後から数えた方が早いようなところにいるのである。むしろ、わが国ほど軍事力に力を注いでいない国はないといってもいいほどである。

しかし、この日本書籍の教科書は GNP 比等には全くふれていない。これでは生徒に正しい知識を与えることができないばかりか、はなはだ片寄った印象を与えてしまうであろう。否、むしろこの教科書は、まさにそういう片寄った印象を与えることを狙って記述されていると考えられるのである。次の例をご覧いただきたい。

ソ連の軍事費は、公表されたものは西側諸国とその算出方法が異なるために、正確な比較が難しいことは事実であるが、試みに同じ日本書籍の教科書(115頁)に載っているデータを使って、先のグラフにソ連の軍事費の増加率を書き加えてみると、次の図のようになる。これで見ると、明らかにソ連は、日本よりもはるかに急速に軍事費をふやしていることが、おわかりいただけるであろう。

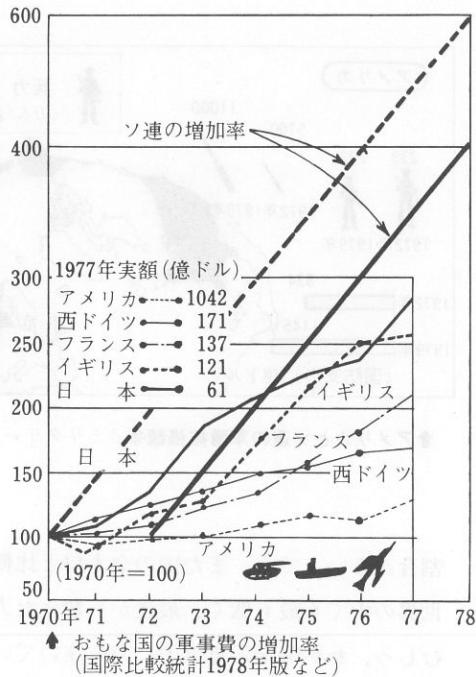
前に軍事費の増加率を示したグラフのところで、ソ連が抜けていると言ったが、同じ教科書の後の方には、このようにちゃんとソ連の国防支出のデータが載っているのを見ると、やはり前のグラフは、故意にソ連を落としているのだ

陸 上		
順位	国 名	人員(万人)
1	中 国	360.0
2	ソ 連	182.5
3	ベトナム	100.0
4	イ ン ド	95.0
5	ア メ リ カ	75.1
6	北 朝 鮮	56.0～60.0
7	韓 国	52.0
8	ト ル コ	47.0
27	日 本	15.5

航 空		
順位	国 名	作戦機数
1	ソ 連	8,470 以上
2	中 国	5,490 以上
3	ア メ リ カ	4,780
4	ポーランド	730
5	イ ン ド	670
6	フ ラ ン ス	640
7	西 ド イ ツ	610
8	イスラエル	580
16	日 本	410

海 上			
順位	国 名	艦艇総トン数(万t)	隻 数
1	ア メ リ カ	569.5	720
2	ソ 連	501.3	2,620
3	イ ギ リ ス	106.4	480
4	フ ラ ン ス	48.0	370
5	中 国	46.8	1,630
6	西 ド イ ツ	25.2	280
7	ペ ル ー	21.9	60
8	イ タ リ ア	19.9	240
9	日 本	19.5	157
10	イ ラ ン	19.4	170

週刊読売（昭和55年12月14日号 144ページ）より



前頁、日本書籍(115頁)の図によれば、ソ連の国防支出は1972年、330億ドル、1978年1330億ドルである。1972年を100とすれば、1978年は403で、増加率のグラフは太線のようになる。1970年の国防支出は不明であるが、もし1970年より同じ割合で増加したと仮定すれば、グラフは図の破線のようになる。

教科書と自衛隊（前）

と考えざるをえないものである。

清水書院(206 頁)に「(自衛隊は) アジアでも有数の実力をもつといわれるまでになってきている」という記述がある。また、日本書籍(124頁)にも、「自衛隊は、その予算の面でも装備の面でも、アジアで最も有力な軍事力のひとつとなっている」と書いてある。しかし、これらの記述は果たして本当と言えるのだろうか。

教科書の中にそれを裏づけるような資料があるかどうか探してみたが、結局そのようなものは見あたらなかった。

週刊読売(昭和55年12月14日号)に載った世界主要国の兵力順位の表によると、日本の自衛隊は、陸上兵力が世界で27位、海上は9位、航空は16位である。これで見るとアジアだけに限ってみても、陸上など、日本より少ない人口の国が、もっと大きな兵力を保有している例がいくらでもある。

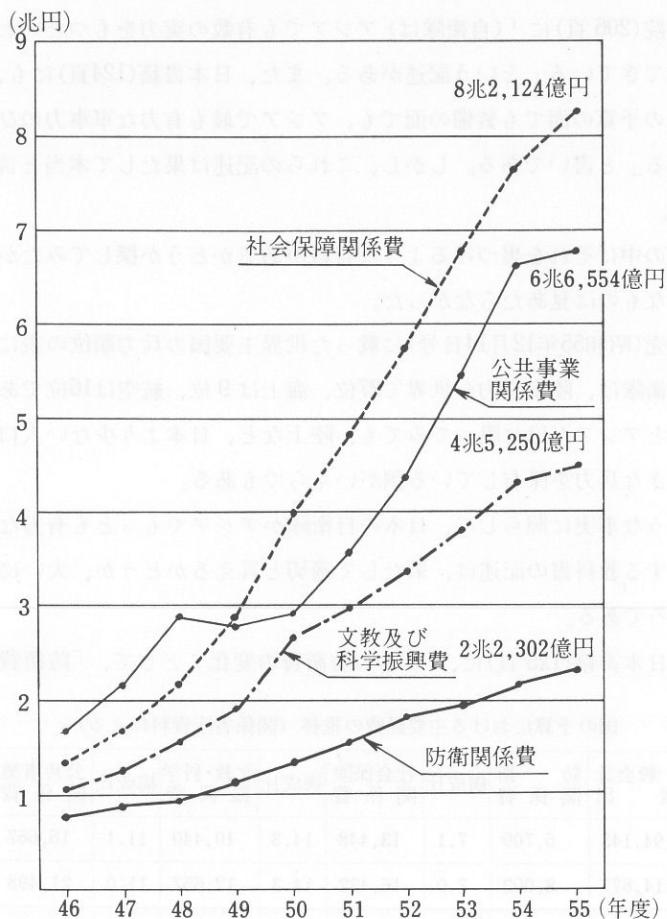
このような事実に照らして、日本の自衛隊がアジアでもっとも有力な軍事力であるとする教科書の記述は、果たして適切と言えるかどうか、大いに疑問の残るところである。

また、日本書籍(125 頁)に、「日本の防衛費の変化」として、「防衛費はかな

国の予算における主要経費の推移（関係省庁資料による）

区分 年度	一般会計 歳出	防衛 関係費	構成比	社会保険 関係費	構成比	文教・科学 振興費	構成比	公共事業 関係費	構成比
46	94,143	6,709	7.1	13,448	14.3	10,440	11.1	16,667	17.7
47	114,677	8,002	7.0	16,422	14.3	12,657	11.0	21,498	18.7
48	142,841	9,355	6.5	21,154	14.8	15,341	10.7	28,424	19.9
49	170,994	10,930	6.4	28,919	16.9	19,271	11.3	28,427	16.6
50	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
51	242,960	15,124	6.2	48,076	19.8	29,689	12.2	35,302	14.5
52	285,143	16,906	5.9	56,920	20.0	33,578	11.8	42,846	15.0
53	342,950	19,010	5.5	67,811	19.8	38,516	11.2	54,551	15.9
54	386,001	20,945	5.4	76,266	19.8	42,997	11.1	65,468	17.0
55	425,888	22,302	5.2	82,124	19.3	45,250	10.6	66,554	15.6

国の予算における主要経費の推移（関係省庁資料による）



りのテンポでふえている」ことを示すグラフが載っている。

このグラフも、日本の軍事費が、さも急増しているかのような印象を生徒に与えることを狙っているものと思われる。

わが国は防衛費が「かなりのテンポでふえている」といっても、それは他の予算、たとえば社会保障関係費、文教科学振興費、公共事業関係費等に比べてどうなっているかを見なければ、その意味を正しく判断することはできないのである。

主要経費の推移を比較すれば、上表および次頁のグラフのようになる。一見してわかるように、わが国の防衛関係費は、社会保障関係費、文教関係費、公事事業関係費と比較すれば、もっとも低い上昇率になっている。しかるに、日本書籍(125 頁)のグラフの説明は「防衛費はかなりのテンポでふえている」というのである。このような記述は、やはり一面的で、公正さを欠くものであり、生徒に誤解を与えようとする意図的な記述であると言えよう。

③ 自衛隊関係資料

① 防衛庁による教科書の分析資料と要望書

<コメント>

[防衛庁の出した文書で、教科書にかかる資料が、以下の a, b である。(b. は原資料を紹介した書物より引用)。これらの文書から、防衛庁が、教科書の検討を一貫して進めていることが理解できる。]

a. 防衛庁政務次官会議 “学校教育に関する要望” (1962年4月26日)

一、現 状

高等学校及び中、小学校における社会科の教育の現状をみると、国民に正しい愛国心を説いて国民的自覚をうながし、國の防衛の必要を教えるための教育は、はなはだ貧弱で、まったく等閑視されているといつても過言ではない。

すなわち

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 小学校社会科教科書 7 種類のうち | 2 |
| ア 愛国心、国旗等について積極的に書いてあるもの | 2 |
| イ 愛国心について書いてあるもの | 1 |
| ウ 国旗について書いてあるもの | 2 |
| エまったく書いてないもの | 2 |
| 2 中学校社会科教科書 13 種類のうち | |
| ア 国防および自衛隊について、積極的に書いてあるもの | 2 |
| イ 自衛隊の存在について書いてあるもの | 3 |

ウ	自衛隊には賛否両論あるとして客観的に書いてあるもの	3
エ	行政組織の中に防衛庁があるということだけを書いてあるもの	2
オ	まったく書いてないもの	3

であり、高等学校の社会科においては、25種類の教科書のうち、愛国心、防衛等について書いてあるものは、はなはだ少ない実情である。

二、要望

右のような現状にかんがみ、青少年に対し、世界の政治、外交の現状に対して正しい知識を与えるとともに、このような情勢下における国防のあり方を教え、國力国情に応じて自らの手によって自らの国を守ることが、世界の平和維持に寄与するゆえんであり、独立国家の責務である旨を教育することが、最も緊要であると考える。このような教育は、自由諸国はもとより、共産諸国においても、それぞれの国情に応じて現に実施されており、ひとり日本のみが等閑視を許される問題ではない。

したがって、この際、わが国の教育全般の改善の問題とも関連して、青少年に、正しい国民的自覚をうながし、国の防衛について積極的関心を助長するような、教科内容の早急な実現を、強く要望するものである。

(『資料日本現代教育史 3』 P88~89)

b. 防衛庁「社会科教科書の防衛問題に関する記述ぶりの調査結果について」(1976年4月6日)

タイトルは、「社会科教科書の防衛問題に関する記述ぶりの調査結果について」。出所は「防衛庁」。日付は「51・4・6」。B4判4ページの薄いものである。この文書は、共産党の山原健二郎議員が要求して、防衛庁がタイプで打ちなおして同議員に提出したものだ。だから、決して原本ではなく、原本は、隠されていて今日まで表面化していない。原本ではない文書ではあるが、重要な紹介しておこう。

「社会科教科書の防衛問題に関する記述について、防衛庁として特に調査し、検討した資料はない」

「我が国の防衛政策に関する調査研究を行う防衛研修所においては、国防意識に関する調査研究を従来からも実施しており、その一環として、社会科教科書の中で防衛問題がどのように記述されているかについて最近担当者が整理したものは別紙のとおりである」

防衛研修所は、れっきとした防衛庁の付属機関である。幹部教育と研究を担う防衛研修所には研究室が六つ存在するが、その第三研究室が社会・倫理を担当し、「国防意識」の分析を行っている。75年度小・中・高の教科書分析を行ったのも、この第三研究室である。その意味では、「国防意識に関する調査研究を従来からも実施して」いたということは、従来からも教科書にも目を光らせていました、ということになるであろう。「別紙」は、小学校、中学校、高校の教科書(いずれも75年使用のもの)を調査・分析したことを明らかにしている。以下、小・中・高別に、記述内容への評価を列挙しておこう。

《小学校の部・5社》 防衛問題に関する記述は、各教科書とも次のような共通の特色をもっている。それは、平和主義及び国際主義の強調が目立つことである。なお、自衛隊及び日米安保条約については、存在の事実を簡単に記述するにとどまっている。

《中学校の部・8社・いずれも公民的分野》 防衛問題に関する記述の仕方の特徴から平和志向の強いものと、平和主義の理想を掲げながらも現実への配慮を示しているものと二つのグループに大別され、それぞれ半数を占めている。

《高校の部・14社・いずれも政治・経済》 防衛問題に関する記述の仕方の特徴からみると、二つのグループに大別される。平和志向の強いものと、現実への配慮を含むものとである。それぞれが半数を占めている。「国際的政治と日本」の部分では、総じて、国際的な現実への対処よりも国際的な理想への寄与という視点がより強く出ている。

(三浦孝啓・大谷正著『平和教育への侵略者たち
・教科書攻撃—「国防教育」への道』P138~140)

② 「有事立法中間報告」（要旨）（1981年4月22日）

<コメント>

〔福田元首相は、1978年7月27日、防衛庁に対し、有事立法と有事に備えての防衛研究の促進を指示したが、これを受け1981年4月に入り、防衛庁は、「有事立法中間報告」を発表した。以下は、その要旨である。〕

有事立法中間報告要旨

（大村防衛庁長官が23日、衆院安全保障特別委員会に報告した「有事法制研究の中間報告」の要旨は次の通り。）

有事法制の研究については、その基本的な考え方を昭和52年9月21日の見解で示したところであり、現在、これに基づいて作業を進めている。この見解でも述べているように、有事に際しての自衛隊の任務遂行に必要な法制は、現行の自衛隊法によってその骨幹は整備されている。しかし、なお残された法制上の不備はないか、不備があるとすれば、どのような事項か等の問題点の整理を目的として、これまで研究を行ってきた。研究はまだその途中にあり、全体としてまとまる段階には至っていないが、今までの研究の状況、及び問題点の概要を中間的にまとめれば、次の通りである。

一、研究の経過

- (1) 研究の対象となる法令の区分
 - (a) 防衛庁所管の法令(第一分類)
 - (b) 他省庁所管の法令(第二分類)
 - (c) 所管省庁が明確でない事項に関する法令(第三分類)

第一分類に属するものとしては、防衛庁設置法、自衛隊法、及び防衛府職員給与法があり、これらには有事の際の関係規定が設けられているが、これで十分かどうかについて検討する必要がある。

第二分類に属するものとしては、部隊の移動、資材の輸送等に関連する法令、通信連絡に関連する法令、火薬類の取り扱いに関連する法令など、自衛隊の有事の際の行動に関連ある法令多数が含まれる。これらの法令の一部については、自衛隊についての適用除外ないし特例措置が規定されているが、有事の際の自衛隊の行動の円滑を確保するうえで、これで十分かどうかについて検討する必要がある。

第三分類に属するものとしては、有事に際しての住民の保護、避難、または誘導の措

置を適切に行うための法制、あるいは人道に関する国際条約（いわゆるジュネーブ4条約）の国内法制のような問題がある。これらの問題は、法制的に何らかの整備が必要であると考えられ、また、自衛隊の行動と関連はするが、防衛庁の所掌事務の範囲を超える事項も含まれているところから、より広い立場からの研究が必要である。

(2) 各区分の検討状況

このように大別した三区分については、第一分類を優先的に検討することとし、第二分類については、第一分類に引き続いて検討することとし、第三分類については、この問題をどのような場で扱うことが適當であるかが決められた後に研究することとして、作業を進めてきた。従って、現段階においては、第一分類についてはかなり検討が進んでいるが、第二分類については、他省庁との調整事項等も多く、検討が進んでいる状況ではなく、第三分類についてはまだ研究に着手していない。

二、第一分類についての問題点の概要

(1) 現行法令に基づく法令の未制定の問題

ア、自衛隊法第103条は、有事の際の物資の収用、土地の使用等について規定しているが、物資の収用、土地の使用等について知事に要請する者、要請に基づき知事が管理する施設、必要な手続き等は、政令で定めることとされており、この政令がまだ制定されていない。従って、同条の規定により必要な措置をとりうることとするためには、この政令を整備しておくことが必要であり、この政令に盛り込むべき内容について検討した。この概略は別紙の通りである。

イ、防衛庁職員給与法第30条は、出勤を命ぜられた職員に対する出勤手当の支給、災害補償、その他給与に関し必要な特別の措置について別に法律で定めると規定しているが、この法律は、まだ制定されていない。この法律に盛り込むべき内容としては、「支給すべき手当の種類、支給の基準、支給対象者、災害補償の種類等が考えられ、これらの項目について検討を進めているところである。

(2) 現行規定の補備の問題

ア、自衛隊法第103条の規定による措置をとるに際して、処分の相手方の居所が不明の場合等、公用令書の交付ができない場合についての規定がない。このため、物資の収用、土地の使用等を行えない事態が生ずることがあり、そのような場合に措置をとらうようにすることが必要であると考えられる。

イ、自衛隊法第103条の規定により土地の使用を行う場合、その土地にある工作物の撤去についての規定がない。このため、土地の使用に際して、その使用の有効性が失われることがあり、工作物を撤去しうるようにすることが必要であると考えられる。

ウ、自衛隊法第103条の規定により物資の保管命令を発する場合に、この命令に従わ

ない者に対する罰則規定がないが、災害救助法等の同種の規定には罰則があるので権衡（けんこう＝つり合い）上、必要ではないかとの見方もあり、必要性、有効性等につき引き続いて検討していくこととしている。

エ、なお、有事法制の研究と直接関連するものではないが、自衛隊法第95条に規定する防護対象には、レーダー、通信器材等が含まれていないので、これらを防護対象に加えることが必要であると考えられる。

(3) 現行規定の適用時期の問題

ア、自衛隊法第103条の規定による土地の使用に関しては、陣地の構築等の措置をするには相当の期間を要するので、そのような土地の使用については、防衛出動命令下令後から措置するのでは間に合わないことがあるため、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようになることが必要であると考えられる。

イ、自衛隊法第22条の規定による特別の部隊の編成等に関しては、編成等に相当の時間を要し、防衛出動命令下令後から行うのでは間に合わないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようになることが必要であると考えられる。

ウ、自衛隊法第70条の規定による予備自衛官の招集に関しては、招集に相当の期間を要し、防衛出動命令下令後から行うのでは間に合わないことがあるので、例えば、防衛出動待機命令下令時から、これを行いうるようになることが必要であると考えられる。

(4) 新たな規定の追加の問題

ア、自衛隊法には、自衛隊の部隊が緊急に移動する必要がある場合に、公共の用に供されていない土地等を通行するための規定がない。このため、部隊の迅速な移動ができず、自衛隊の行動に支障をきたすがあるので、このような場合には、公共の用に供されていない土地等の通行を行いうることとする規定が必要であると考えられる。

イ、自衛隊法には、防衛出動待機命令下にある部隊が侵害を受けた場合に、部隊の要員を防護するために必要な措置をとるための規定がない。このため、部隊に大きな被害を生じ、自衛隊の行動に支障をきたすがあるので、当該部隊の要員を防護するため武器を使用しうることとする規定が必要であると考えられる。

三、今後の研究の進め方、及び問題点の取り扱い

今後の有事法制の研究については、今回まとめた内容に、さらに検討を加えるとともに、いまだ検討が進んでいない分野について検討を進めていくことを予定している。なお、今回の報告で取り上げた問題点の今後の取り扱いについては、有事法制の研究とは別に、防衛庁において検討するとともに、関係省庁等との調整を経て最終的な決定を行うこととなろう。

(1981.4.23 朝日新聞)

③ 「昭和56年版・防衛白書」(抄) (1981年8月、防衛庁編)

<コメント>

「昭和56年版防衛白書」については、「守るべきは国家体制」との旗印が掲げられた点が、大いに論議を呼んだ。白書の内容は以下の通りである。

「①アフガニスタンのソ連の軍事介入によって、東西関係は「協調」の側面が後退し、「対立」の様相が深まっている ②ソ連の軍事力増強で米ソの軍事バランスは、放置すれば、遠からずソ連が優位に立つう勢にある ③わが国が「西側の一員」として防衛努力を尽くすことには意義がある ④これと合わせ、国民の防衛意識を高め、「愛国心」や「民間防衛」のコンセンサスをつくるべきだなどとなっている。とくに、防衛力の意義について「守るべきは国民に自由を与える国家体制」との価値感を明確にするなど、これまでになく国民意識の分野にまで踏み込んだ内容となっている。」(1981.8.14 朝日新聞)

白書の目次は、第1部 世界の軍事情勢、第2部 わが国の防衛政策、第3部 わが国防衛の現状と課題となっている。ここでは、第2部第1章の大部分を引用した。」

防衛白書

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の防衛力の意義

厳しい国際社会の中にあって、いかにすればわが国の平和と独立を維持できるのか。日本は、世界の平和にどのように貢献できるのか。国民の間に一層真剣な防衛論議が交わされるようになった今、防衛の問題を基本的かつ総合的に考えてみることも意義あることと考える。

本章ではこのような観点から、軍事力の持つ意義と現在のわが国防衛の基本的事項について述べることとする。

第1節 国家と防衛

1 国家の役割

国家が防衛力を保持することは、自らの手によって国の自由と独立、平和と安全を守る国民の強い意志を世界に表明することである。

人類の理想の一つは全ての国が軍備を持たず、国際紛争を武力で解決しない世界を創り上げることであり、そのためには現在のような各々独立した主権を持つ国家という枠にとらわれてはならないとの見方がある。しかし、多くの国家が存在し、実際に武力紛争が発生するというのが世界の現実であり、国家がそれぞれ独自の価値観を持ち、独自の国益を追求する限り、見通し得る将来においても協調と対立の混在する姿は変わらないであろう。

戦後、わが国は未曾有の経済的繁栄を築いてきたが、国家にはこのような国民の経済を発展させることや文化的価値を創造するという役割とともに、最も基本的役割として、国民の平和と安全を守るために、国内の治安を維持し、国外の侵略から国民を守る責務が課せられている。すなわち、国民の平和と安全を守るために必要な機能を持つことが、独立国一つの要件と言えよう。

わが国には、防衛力を持てば武力紛争に巻き込まれるおそれがある、非武装に徹底すれば他国が攻めてくることはないとする意見もある。しかし、この種の意見は、厳しい現実の世界をあまりに善意に、また主觀的にみているのではなかろうか。わが国は憲法によって戦争を放棄したが、他国がわが国を侵略することがないとは断言できない。世界の各国は、それぞれ自国を取り巻く現実を直視し、自らの防衛力を保持して、侵略を未然に防止するとともに万一侵略が生起した場合にこれを排除できるように備えている。

2 守るべきもの

我々は何を守るべきか、日本人として最も大切なものは何か。

この種の調査は、従来から多くの調査機関によって行われている。そこにみられる日本人の意識は様々であって、守るべきものとして、国の独立と名誉、個人の権利や自由、国家、国土、家族、文化や伝統、民主主義、豊かな社会などが挙げられている。日本国民はこのように多様な意識や価値観を持ちながら、日本人としての叡智と活力をもって今日の日本を築いてきたと言えよう。国民の多様な意識や価値観を受け入れ、その多彩な活動を支えることができる的是、自由で、経済的に活力のある国家である。

このことから、守るべきものは、国民であり国土であると同時に、多様な価値観を有する国民にそれを実現するため、最大限の自由を与え得る国家体制であると考えるべきではなかろうか。換言すれば、国防の目的も、民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。わが国が、他国からの侵略に対し降伏した場合はどうであろうか、そのためにはわが国土を奪われ、国民は隸従を強いられ、国民に自由を与え得る国家体制を失うならば、もはや我々日本人は、今日のような平和と自由のうちに日本人として生きることはできないのではないかろうか。日本は、憲法に示されているように、国民の一人一人が自由のもたらす恵沢を享受できる国家であり続けなければならない。

3 国民と国家

日本が自らの主権を維持し、国民が自由な社会体制の中にあって幸福な生活を営むことができるよう、日本という国を侵略から守るのは国民一人一人の責任である。

わが国の場合、自衛隊は、日本防衛の中核となるものであるが、真に防

衛の基盤をなすものは、侵略を憎みこれに抵抗する国民の強い意志である。このような気概を持つ国民とその国民に支持された精強な自衛隊の存在は他国のわが国に対する侵略をちゅうちょさせ思いとどまらせる大きな力となろう。

第2節 軍事力の意義

1 総合安全保障の必要性

一般に今日の安全保障においては、軍事面の努力もさることながら非軍事面の努力がきわめて重要となっている。平和外交の推進やエネルギー、食糧確保等の諸施策は、いずれも一国の存在のため欠くことできないものであり、国の安全保障を全うするためには、国際的な協調を図りながら、軍事、非軍事にわたるあらゆる施策が総合的かつ整合的に推進されなければならない。

わが国においても、最近の国際政治経済情勢の推移を背景として、わが国の安全を確保するためには、総合的な施策が必要との認識が高まり、政府は、関係省庁会議において検討を重ねたのち、昨年12月、「経済、外交等の諸施策のうち、安全保障の視点から総合性を確保する上で、関係行政機関において調整を要するものについて協議するため」内閣に総合安全保障関係閣僚会議を設置した。

2 軍事力の地位と役割

国の安全が非軍事手段によって確保されることは望ましいことではあるが、現実の国際社会において非軍事手段だけで国の安全を全うすることは困難である。いかに適切な非軍事手段を尽くしても現実に侵略が生起した場合に、これを排除する直接の力は軍事力である。このような意味の軍事

力は国の安全保障にとって必要不可欠である。

軍事力の役割は核兵器の出現と科学技術の急速な進歩によって大きく変化した。すなわち、核兵器の使用による相互破滅の可能性が生まれたことのほか、通常兵器による武力紛争であっても、相互に極めて大きな被害を受けることになったため、軍事力は、武力行使の手段としてよりは、むしろ戦争ができる限り回避し、未然に防止するという抑止力の側面が重視されるようになった。

また、軍事力は、政治的影響力行使の手段として重要な意味を持つこともあり、このような点から、直接軍事力を行使することがなくても、相手国に対する圧力や恫喝により、政治目的を達成しようとする動きには警戒を要しよう。軍事力による政治的威圧や恫喝を受けたとき、それを決然としてはね返すためには、その国の軍事力や安全保障体制などを整えておくことが必要である。

ひるがえってわが国の場合、防衛力を相手国への圧力や示威のために使うことは決してあり得ない。しかしながら相手国からの軍事力を背景とした不当な圧力や脅迫などを受けないよう、あるいは仮に受けた場合にもこれに屈しないような体制を平素から整えておく必要がある。また、核による脅威に対しては、米国の大核抑止力に依存することとしており、このためにも日米安保体制を堅持し、その有効性を保持する努力が必要となる。

3 通常兵力の今日的意義

核時代の今日、小規模の防衛力が役に立つんだろうかという疑問がある。更に極端な例としては、万一巨大な軍事力をもって侵略を受けた場合、すぐに降伏して、国民の生命や財産を侵略者の前に投げ出し、慈悲を乞う方が得策であるとする意見もある。米ソの核戦力を始めとする巨大な軍事力の前には、小規模の通常兵力は無意味にみえるかもしれない。しか

しながら、世界の国々が自国の安全と独立を守るために、それぞれの国力国情に応じた防衛力を整えている現実は、どのように説明できるであろうか。

核保有国である米国は、通常兵力の意義について、1978年度国防報告の中で「現代は核時代であるが、通常兵力はわが国の安全並びに世界の平和と安定にとって、ますます重要性を増している。通常兵力は依然として、軍事力がいやしくも使用される場合に、国際的諸目標を追求するための主要な手段であることに変わりはない。核戦力は若干限定された敵対行動を確かに抑止する。しかしながら、現在抑止の主要な負担は通常兵力の分野にますます大きくかかるようになっている」と述べ、通常兵力をも高く位置づけている。確かに、現在は、核兵器の使用とそれに至る大規模な軍事力の使用が強く抑止されている反面、通常兵力による限定的な紛争に対して核の抑止力は、相対的に低下傾向にある。現に、通常兵力による限定的な紛争は核兵器出現以降も数多く生起している。したがって、世界の国々は、核兵器の保有国であると否とを問わず、このような限定的紛争を抑止し、また必要な場合にはこれに対抗するための通常兵力を整備しているのである。

ここで、わが国の場合を考えてみよう。わが国は、限定的小規模な侵略について原則として独力で排除するため、自ら適切な規模の防衛力を保有することとしている。更に、わが国は米国と安全保障条約を結んでいるため、日本の防衛力は米国の核を含む強大な軍事力とあいまって、わが国に対する侵略を未然に防止する役割を果たしている。この点、わが国に対して独力で対処困難な侵略が行われる場合であっても、迅速な既成事実の形成を許さないように、自らの防衛力をもって頑強な抵抗を行うことが、日米安全保障体制が機能して、米国の支援を意味あるものとする上で重要である。すなわち、侵略者は、直接米国と対決せざるを得なくなり、遂には米国との核戦争に突入する危険を冒すことにもなるからである。したがっ

て、侵略を抑止するためには、日米安全保障体制が有効に機能する態勢を維持しておくとともに、わが国自ら侵略者による迅速な既成事実の形成を許さない一定の質と量とを備えた防衛力の保持が鍵となり、大きな意義を持つことになる。

もとより、核の脅威に対しては核抑止力が必要である。わが国は核の脅威に対しては日米安全保障条約の下、米国の核抑止力に依存している。また、英国やフランスは米国と安全保障関係を保ちつつ、自らも核攻撃力を保有し核に対する抑止機能としている。

次に、力の均衡という立場から通常兵力の意義を考えてみよう。

現在の世界の平和と安定は、軍事的バランスを重要な要素としており、そのバランスが崩れたとき、脅威はより顕在化するおそれがある。現在、西側諸国がソ連の顕著な軍事力増強に懸念を抱いているのもこのためである。勢力均衡が、国際社会を安定させる重要な要素である限り、全体としてはもちろん、それぞれの地域においても力の不均衡状態をつくらないことが、平和を維持する上で極めて重要な要素となっている。

第3節 日本が果たすべき使命

——自助の努力と西側の一員としての役割——

1 自助の努力

わが国の防衛は、外部からの侵略に対しては、米国との集団安全保障体制を基調としてこれに対処することとしている。しかし、このことはわが国が自ら国力国情に応じた防衛力を整備しなくともよいということではない。

局地的な侵略に対しては、第一義的に侵略を受けた国が自ら対処し、米国は核戦力や海空軍力を中心に支援するというニクソン・ドクトリンはこの考え方の明確な表明と言えよう。1982年度米国防報告は、日本に言及して「日本が、米国と共に、共通の安全保障上の利益にそういう、より効果的に行動することができるようになるために、日本の自衛力を着実に、また加速的かつ実質的に増大することが必要」と述べている。

わが国が経済大国と自他ともに認める国力を持つようになり、一方で米国の軍事力が相対的に低下してきたと言われる今日、わが国としても自らの防衛努力を尽くすことが重要であると考えている。自国の防衛は本来自らの責任である。強力な日米安全保障体制の下にあっても、我々は侵略に対して自ら責任を持って対処する心構えと準備が必要であろう。

2 西側の一員としての役割

わが国と自由主義諸国との連帯関係については、既に述べたところであるが、国家間の相互依存と価値観を共有する諸国の連帯関係は、一国の危急存亡が必然的に他国にも直接重大な影響を及ぼす程に深まっていると言えよう。この意味でわが国が持つ防衛力は、わが国と共通の価値観を持ち、相互依存の関係に立つ自由主義諸国との信頼関係の重要な要素をなすものであり、ひいては世界の平和と安全の維持につながるものと言えよう。東西間のバランス維持が国際的な武力紛争を防止し、国際平和を維持する上で重要であることを考えれば、今日の国際情勢の下では、わが国が西側の一員として自らの防衛のために尽くす努力は極めて重要な意味がある。

世界の軍事情勢が厳しさを増し、西側諸国が国防に努力を傾注している今日、わが国においても、憲法及び基本的な防衛政策に従って、なし得る限り自らの防衛体制を整備する必要があろう。

第4節 わが国の防衛

1 防衛政策の基本

(1) わが国の防衛政策は、昭和32年5月に閣議決定された「国防の基本方針」にその基礎を置いている。

この「国防の基本方針」は、まず国際協調と平和努力の推進及び内政の安定による安全保障の基盤の確立を、次いで効率的な防衛力を漸進的に整備すること及び日米安全保障体制を基調とすることを方針として掲げている。

——国防の基本方針——

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。

この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- I 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- II 民生を安定し、愛國心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- III 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- IV 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

(2) わが国は、平和憲法の下、専守防衛に徹している。

憲法第9条は、戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認に関する規定を置いているが、この規定は、主権国家としてのわが国固有の自衛権を否定するものではない。政府は、自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは憲法上禁止されているものではないと解している。もっとも、同条の規定から、わが国が保持することができる防衛力は、無制限なものではあり得ず、政府は、自衛のための必要最小限度を超えるものは、同条にいう「戦力」として保持し得ないと解している。また、政府は、自衛のための行動についても、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領域に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解しており、国際法上認められている集団的自衛権についても、その行使は憲法上許されないと解している。

(3) 核兵器については、わが国は世界唯一の被爆国として、核兵器の廃絶を願いつつ、自らも、政策として「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核3原則を堅持し、憲法解釈上その保有が許されるものであっても、一切これを保有しないこととしている。

(4) 自衛隊は、国民の意思にその存立の基礎を置くものであり、国民の意思によって維持、運用されなければならない。自衛隊は、旧憲法下の体制とは全く異なり、厳格な文民統制（シビリアン・コントロール）の下にある。

「シビリアン・コントロール」の考え方とは、欧米の民主主義国では、早くから根強く保持されており、各国の歴史と伝統の中に育まれ、それぞれの制度と運用の実績を持っている。したがってシビリアン・コントロールの実態を画一的なものとしてとらえることはできないが、現在の米英等の民主主義諸国では、シビリアン・コントロールとは民主主義政治を前提としての政治優先又は軍事力に対する民主主義的な政治統制を

指すと言われている。

わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、他の民主主義諸国と同様、厳格なシビリアン・コントロールの諸制度を採用した。

まず自衛隊は国民の代表たる国会によって、そのコントロールを受けている。自衛隊の定員・組織・予算等の重要な事項は国会で議決され、防衛出動については国会の承認が必要とされていることなどのほか、自衛隊の諸問題に関しては絶えず国会で審議されている。

次に内閣は、国会に提出する法律案や予算案を決定し、政令を制定し、あるいは、防衛に係わる重要な方針や計画を決定している。この内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上文民でなければならぬことになっている。内閣総理大臣は内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、自衛隊の隊務を統括する防衛庁長官も文民である国務大臣をもって充てられる。

内閣には、国防に関する重要事項を審議する機関として国防会議が置かれている。国防会議は内閣総理大臣を議長とし、防衛庁長官、外務大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官等を議員として構成され、防衛計画の大綱、防衛出動の可否等基本的な問題のほか、隨時、国防に関する重要事項を審議する。

更に、防衛庁では防衛庁長官が自衛隊を管理し、運営するに当たり、政務次官、事務次官が長官を助けるのはもとより、基本の方針の策定については、いわゆる文官の参事官が補佐するものとされている。

2 侵略の未然防止の考え方

わが国の防衛の基本は侵略の未然防止にある。狭い国土に多くの人口を抱えるわが国が万一侵略を受けた場合には、産業や生活の基盤を喪失するだけではなく、たとえ小規模の侵略であっても、国民が直接受ける被害も

少なくないであろう。したがって、わが国としては、国民の生命を守り、國の生存基盤を確保するために、あらゆる侵略を未然に防止しなければならない。

わが国が侵略を未然に防止するためには、万一侵略を受けたときに日米安全保障体制とあいまって有効にこれを排除できるだけの体制が準備されてなければならない。すなわちわが国は、自ら適切な規模の防衛力を保有し、日米安全保障体制に基づく米国の軍事力とあいまって侵略を抑止する考え方をとっている。すなわち、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除し、独力での排除が困難な場合でも強靭な抵抗を継続し、米国からの協力をまってこれを排除し得るような防衛力が必要である。核の脅威に対しては、米国の大核抑止力に依存することとしている。

3 専守防衛についての考え方と必要な努力

専守防衛という言葉について確定された定義があるわけではないが、専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も、自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限られるなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を言い、わが国の防衛の基本的な方針となっているものである。

わが国に侵略が生起する場合の様相を考えてみると、侵略者は開戦の主導権を持ち、兵力、時期、場所、態様を自由に選択してわが国を攻撃することができる。専守防衛を旨とするわが国は、侵略が開始されて以降も待ち受けの態勢によって対処することを念頭において十分な準備を施さなければ

参事官 防衛庁には参事官10人が置かれており、防衛庁の内部部局の官房及び各局の長はこれら参事官のうちから充てることとされている。（防衛庁設置法第9条第17条）

ればならない。

自衛隊は、外部からの武力攻撃に対しては、できるだけ海上において、更には水際においてこれを阻止・排除し、国土に戦闘が及ぶのを最小限に止めるとしている。しかし、それでもなお着上陸されることはあり得るところであり、この場合においては、極力早期にこれを排除することとするが、独力での排除が困難な場合には、あらゆる方法をもって粘り強い抵抗を継続することもあらかじめ考えておかなければならぬ。

このような点を考慮すると専守防衛を旨とするわが国においては、高度の即応態勢を整備することの必要性が高いものと考えられる。このため、国家として、危機に際し適時適切に対応し得る態勢を整えることを始め自衛隊の人員・装備の充実向上及び指揮通信態勢を整えるなど、有事即応の態勢を確立するとともに、弾薬の備蓄及び基地等の抗たん性の向上等粘り強い戦いを遂行し得る継戦能力を保持しなければならない。

また、奇襲を防止し、効果的に侵略者を排除するには、情報活動の適否が重大な影響を及ぼすものであり、平時、有事を問わず、わが国の領域並びに周辺海空域の警戒監視及び防衛に必要な情報収集を効果的に実施する必要がある。

昭和55年度1年間の国籍不明機等に対する緊急発進の回数は783回にも上っているが、このような航空機あるいは艦船の接近に対しては、レーダーサイト、沿岸監視隊や警備所、対潜哨戒機や艦艇が常時警戒監視を行っており、また海外からわが国に飛来する軍事通信電波及び電子兵器の発する電波を監視収集し、整理分析して必要な情報資料の作成に努めている。こうした監視活動は、わが国固有の領土である北方領土のソ連地上軍等の配備についても、重大な関心をもって向けられている。

更に、国際軍事情報については、在外公館等を通じ、常時広く把握することとしており、現在25か国に防衛駐在官が置かれている。本年度は更に2か国わが国外公館への配置が予定されている。

また今日、米ソ両国は偵察衛星により世界各地における情報収集に努めている。主要各国においては、軍事情報の重要性が深く認識され、その収集、分析能力の向上に努力が続けられている。わが国においても、情報の優劣が専守防衛を成功させる重要な条件であるところから、引き続き努力を傾注すべき分野であると考えている。

4 日米安全保障体制

(1) 日米安全保障体制の意義

わが国の平和と独立を確保するためには、核兵器の使用を含む全面戦から通常兵器によるあらゆる態様の侵略事態、更には軍事力による不当な示威、恫喝といった事態に至るまで、考えられる各種の事態に対応することができ、その発生を未然に防止するための隙のない防衛体制を構成する必要がある。しかし、わが国独自でこのような防衛体制を構成することは不可能であり日米安全保障体制に大きく依存している。

この体制によって、わが国に対する外部からの武力攻撃は、米国の強大な軍事力と直接対決する可能性をもつこととなり、侵略国は相当の犠牲を覚悟しなければならない。したがって、日米安全保障体制は、わが国に対する侵略を未然に防止する力として機能するものである。

また、日本の安全と発展のためには、極東の平和、更には世界の平和が必要であることは言うまでもない。日米安全保障条約は、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和と安全の維持に寄与するため、米軍がわが国において施設・区域を使用することを認めている。米軍の駐留はわが国だけでなく、英国、西独、イタリア及び韓国など多くの国が認めている。

更に、この条約は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」という名称にも表われているとおり、防衛面の取組のほか

に、経済的協力関係の促進等についても取り決めている。すなわち、日米安全保障体制は、防衛面のみならず政治、経済、文化などのあらゆる分野における日米友好協力関係の基礎となっている。

（2）日米安全保障体制の有効性を保持する努力

以上述べたとおり、日米安全保障条約は、わが国にとって重要な意義を持つものである。一般に条約は、締約国が相互に利益を享受している場合、最も有効に機能するものである。日米安全保障条約についても、これが日米双方にとって掛け替えのない重要な利益をもたらすものであることが相互に認識され、その認識に根ざした友好協力関係が継続してこそ有効性が最も確実なものとなる。したがって、日米両国は、それぞれこの条約を有効ならしめるための努力を積み重ね、互いの責任を充分に果たすことが必要である。

（第4節、5・6略）
(P101~114)

④ 日本国憲法前文・第9条（1946年11月3日公布）

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 〔戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認〕

1. 日本国は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

⑤ 自衛隊法（抄）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（自衛隊の任務）

第3条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

第6章 自衛隊の行動

（防衛出動）

第76条 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第54条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで出動を命じた場合には、内閣総理大臣は、直ちに、これにつき国会の承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自

衛隊の撤収を命じなければならない。

（防衛出動待機命令）

第77条 長官は、事態が紧迫し、前条第1項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるとときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

（命令による治安出動）

第78条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

（治安出動待機命令）

第79条 長官は、事態が紧迫し、前条第1項の規定による治安出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要があると認めるとときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。

2 前項の場合においては、長官は、国家公安委員会と緊密な連絡を保つものとする。

(海上保安庁の統制)

第80条 内閣総理大臣は、第76条第1項又は第78条第1項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮させるものとする。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、これを解除しなければならない。

(要請による治安出動)

第81条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊等の撤収を要請しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の要請があつた場合又は部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、すみやかに、部隊等の撤収を命じなければならぬ。

5 都道府県知事は、第1項に規定する要請をした場合には、事態が収つた後、すみやかに、その旨を当該都道府県の

議会に報告しなければならない。

6 第1項及び第3項に規定する要請の手続は、政令で定める。

(海上における警備行動)

第82条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(災害派遣)

第83条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついたまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第1項の要請の手続は、政令で定める。

(地震防災派遣)

第83条の2 長官は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長から同法第13条第2項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

(領空侵犯に対する措置)

第84条 長官は、外国の航空機が国際法

規又は航空法(昭和27年法律第231号)その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる。

(長官と国家公安委員会との相互の連絡)

第85条 内閣総理大臣は、第78条第1項又は第81条第2項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公

安委員会との相互の間に緊密な連絡を保たせるものとする。

(関係機関との連絡及び協力)

第86条 第76条第1項、第78条第1項、第81条第2項、第83条第2項及び第83条の2の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関するある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

⑥ 日米安全保障条約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保 障条約〔昭35・6・23 条約6号〕

1960(昭35)・1・19 ワシントンで署名
1960・6・23 批准書交換・発効

日本国及びアメリカ合衆国は、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第1条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、そ

の国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第3条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第4条

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第5条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第7条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第8条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第10条

この条約は日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

④ 「自衛隊」についての意識調査

① 国民の防衛意識

a. 防衛問題への関心度

<問> あなたは、日本の安全や防衛問題に关心がありますか。この中から
1つだけ選んでください。(1980.10.11 時事通信社)

回 答 項 目	総 数 (%)	男・女別(%)		年 齢 別 (%)				
		男	女	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1 強い関心がある	23.8 (14.8)	38.1 (26.9)	13.2 (6.2)	19.1 (9.2)	17.4 (10.9)	23.0 (17.7)	29.5 (16.7)	32.7 (20.1)
2 どちらかといえば 関心がある	40.5 (31.2)	43.5 (37.6)	38.3 (26.6)	45.5 (32.1)	41.4 (31.3)	41.8 (31.3)	41.3 (31.9)	31.9 (29.5)
3 あまり関心を 持っていない	27.1 (39.1)	14.8 (28.9)	36.3 (46.4)	26.4 (45.0)	33.8 (44.9)	29.2 (39.4)	23.3 (33.0)	19.0 (30.7)
4 まったく関心がない	5.0 (8.4)	2.0 (4.3)	7.2 (11.3)	6.4 (9.2)	5.3 (8.9)	3.6 (7.3)	3.1 (11.2)	7.2 (5.3)
5 わからない	3.6 (6.5)	1.7 (2.3)	5.0 (9.5)	2.6 (4.4)	2.0 (4.0)	2.5 (4.3)	2.8 (7.2)	9.1 (14.4)

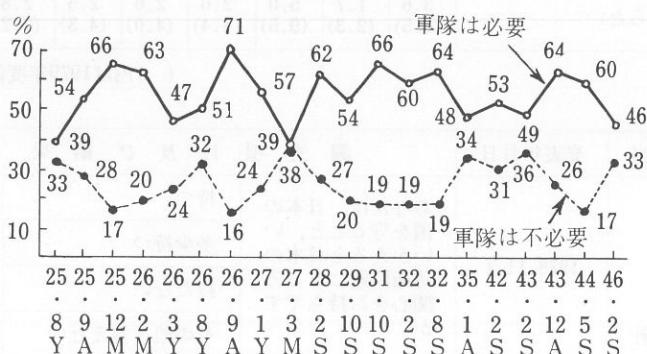
()内は1979年度調査結果

調査担当	発表年月日	調査項目及び結果			
朝日新聞社	1978.11.1	あなたは、日本の國を守ること、いかえると日本の防衛問題に日ごろ関心をお持ちですか	持つ	34%	
			多少持つ	26%	
			持たない	36%	
			その他・答えない	4 %	
	1981.3.25	あなたは、日本の國を守ること、いかえると日本の防衛問題に日ごろ関心を持っていま すか	関心を持っている	60%	
			関心を持っていない	33%	
			その他・答えない	7 %	

b. 侵略に対する危機感

調査担当	発表年月日	調査項目及び結果		
毎日新聞社	1980.10.10	日本に敵が攻めこんでくることは近い将来起こりそうだと思うか	起こりそうだ	7%
			起ころるかもしれない	51%
			起こりそうもない	32%
			絶対に起こらない	6%
			その他・無回答	4%
朝日新聞社	1981.3.25	外国が日本を武力で攻撃するような心配があるか	心配がある	42%
			心配がない	46%
			その他・答えない	12%

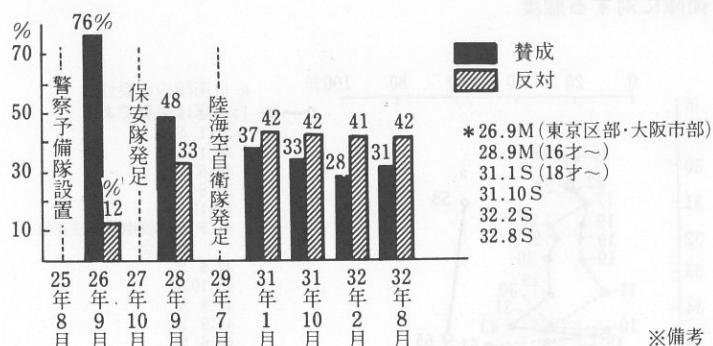
② 日本に軍隊は必要か



備考

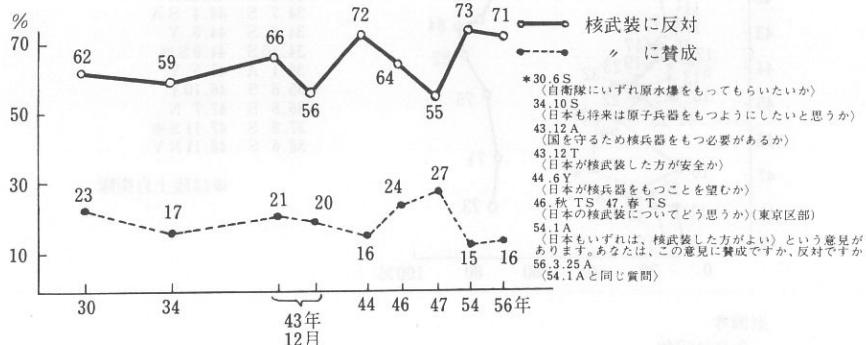
- ・年号は昭和
 - ・略号は以下の通り
A……朝日新聞社
M……毎日新聞社
Y……読売新聞社
S……内閣総理大臣官房広報室

③ 再軍備に賛成か反対か



※備考
・年号は昭和
・略号は②参照

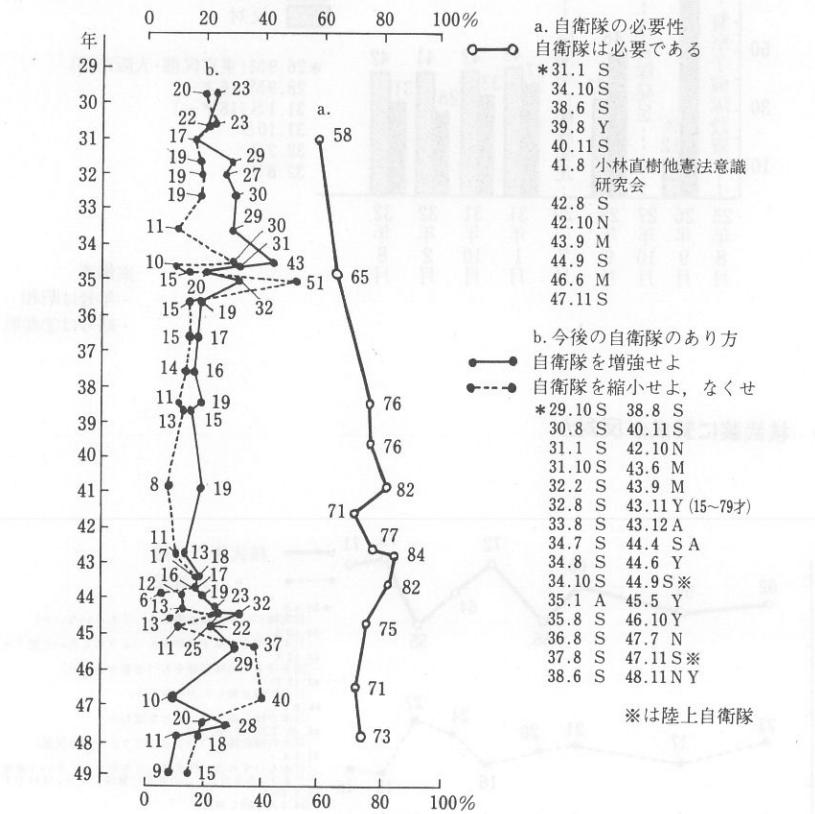
④ 核武装に賛成か反対か



※備考
・年号は昭和
・略号は②参照
T …… 東京新聞
TS …… 文部省統計数理研究所

<昭和29(1954)年～49(1974)年まで>

⑤ 自衛隊に対する態度



※備考

- ・年号は昭和
- ・略号は②参照
- N……日本放送協会
- S A…サンケイ新聞社
- NY…日本世論調査会
(共同通信社)

<昭和53(1978)年～ >

a. 自衛隊の必要性

<問> あなたは、自衛隊にどんな感じをお持ちですか。(1978.11.1 朝日新聞)

あってもよい 20、 必要だ 20、 災害救助に役立つ 12、 必要ない 12、
 関係がない 10、 もっと強くなつてほしい 8、 軍隊と同じ 5、 その他
 の答え 1、 答えない 12

<問> あなたは、自衛隊があった方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか。(1980.10.11 時事通信社)

回 答 項 目	総 数 (%)	男・女別 (%)		年 齡 別 (%)				
		男	女	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1 あった方がよい	78.2 (68.5)	82.9 (77.4)	74.6 (62.0)	72.8 (61.4)	73.0 (65.8)	77.3 (72.8)	84.4 (68.1)	85.2 (73.5)
2 ない方がよい	5.5 (8.1)	6.8 (8.0)	4.5 (8.1)	8.5 (11.2)	7.3 (9.7)	6.3 (8.4)	3.8 (6.2)	0.8 (4.2)
3 どちらともいえない わからない	16.3 (23.5)	10.3 (14.6)	20.9 (29.8)	18.7 (27.3)	19.7 (24.6)	16.4 (18.8)	11.8 (25.7)	14.1 (22.3)

()内は1979年度調査結果

b. 今後の自衛隊のあり方

調査担当	発表年月日	1978.11.1	1979.1.1	1981.1.3	1981.3.25
	質問事項				
朝日新聞社	強化する	19%	18%	22%	22%
	現状でいく	57%	61%	57%	61%
	縮小する	11%	11%	11%	7%
	廃止する	5%	5%	5%	4%
	その他	3%	1%	5%	6%
	答えない	5%	4%		

教科書と自衛隊（前）

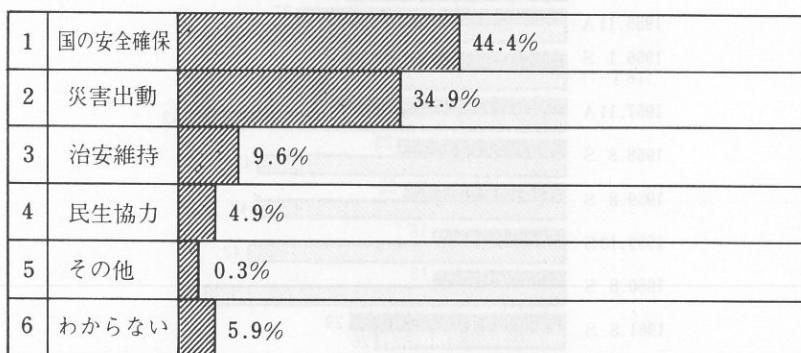
調査担当	質問事項	
読売新報 読売新聞社 (1981.2.9発表)	独自で日本を守れるくらい強力なものにする	18.5%
	現状より増強する必要がある	15.1%
	現状程度がよい	38.3%
	現状より縮小すべきだ	5.0%
	災害救助に役立つ程度に縮小すべきだ	13.7%
	なくすべきだ	1.6%
	答えない	7.8%
公法学者へのアンケート調査※ (1981.3)	より強大なものとして、核兵器の保有もみとめるべきである	4.2%(18名)
	核はもたない方がよいが、現状より以上に整備・増強すべきである	12.5%(53名)
	現状程度に止まった方がよい	16.7%(71名)
	縮小すべきである	14.9%(63名)
	廃止しなければならない	45.0%(191名)
	その他	6.1%(26名)
	答えない	0.5%(2名)

※『法律時報』編集部が、1981年2月上旬発送・3月3日締切りで公法学者873名を対象に行なった、憲法問題・日米安保条約に関するアンケート調査結果である。〈回答者数418名、回収率47%〉(『法律時報』1981年5月号〔No. 645号〕日本評論社)

⑥ 自衛隊の役割

		(災害派遣)	(国防)
1963年	一番役に立ってきたこと	80%	3%
	今後力を入れてもらいたいこと	39	19
1972年	一番役に立ってきたこと	74	5
	今後力を入れてもらいたいこと	38	24

＜問＞ 自衛隊はどのような面で国民の役に立ってほしいと思いますか。この中から
1つだけ挙げて下さい。（1980.10.11 時事通信社）



⑦ 自衛隊は合憲か違憲か

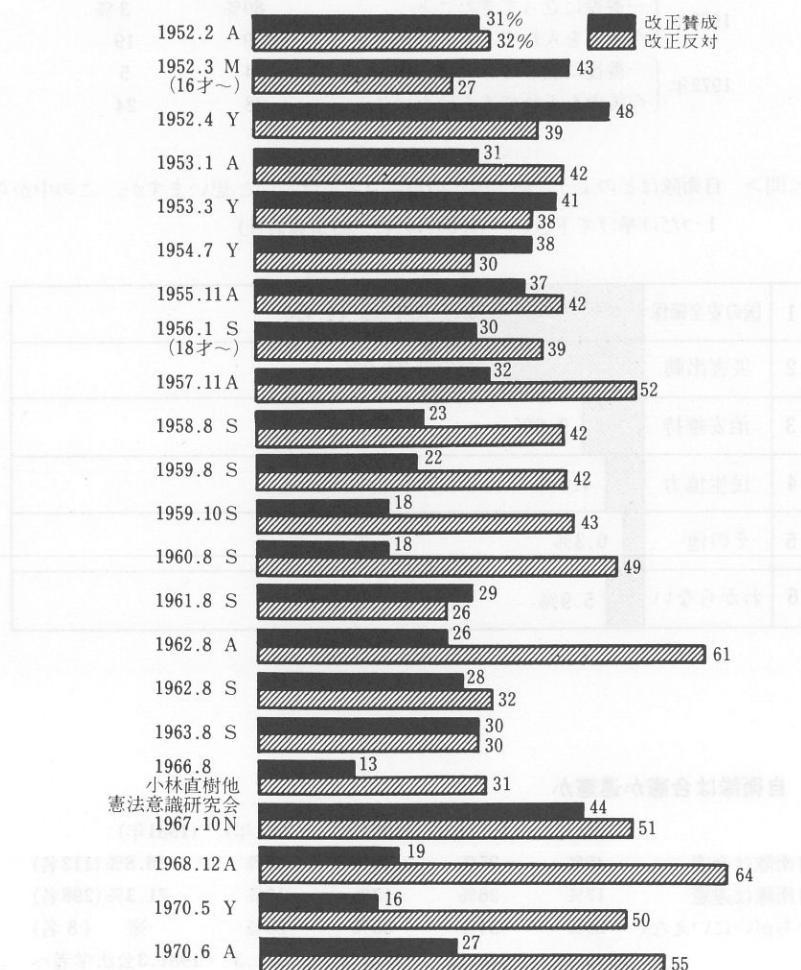
	(1968年)	(1973年)	(1974年)	(1981年)	(1981年)
自衛隊は合憲	40%	25%	40%	47%	26.8% (112名)
自衛隊は違憲	17%	26%	17%	17%	71.3% (298名)
いちがいにいえない	26%	34%	35%	23%	※ (8名)
	1968.12 A	1973.11 N Y	1974.2 N	1981.3 A	1981.3公法学者へのアンケート調査

備考・略号は②⑤参照

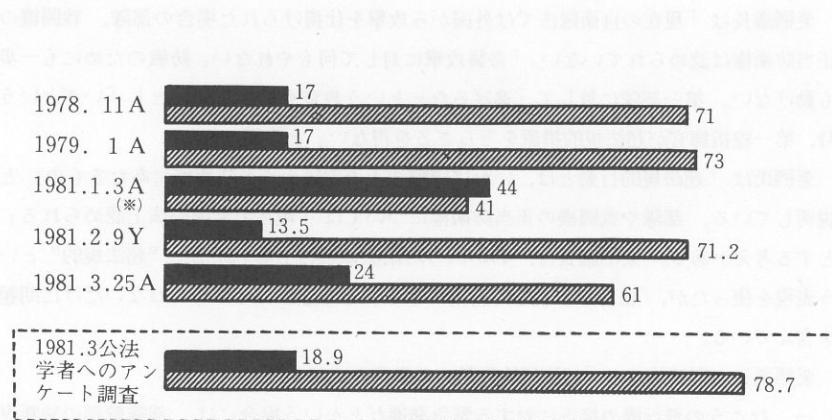
※わからない5名(1.2%)と無回答3名(0.7%)

⑧ 憲法第9条改正の賛否

憲法の制定と改定



※略号は②⑤参照



(付記) 資料として、NHK 放送世論調査所編『図説 戦後世論史』(NHK ブックス) や『防衛白書』(56年版) の図表や朝日新聞世論調査を参照し、一部そのまま掲載した。

⑤ 政府関係者の発言——防衛・教育(教科書)問題——

<コメント>

〔最近における政府関係者の防衛・教育(教科書)問題に関する主な発言を、新聞報道よりとりだしてみた。〕

① 防衛問題

◦ (1978.7.19 栗栖統幕議長)

緊急時は超法規的行動も

防衛庁の栗栖統幕議長は19日の記者会見で「現在の自衛隊法は不備な面が多いため、いざという時、自衛隊が超法規的行動に出ることはあり得る」と述べた。

これは同議長が最近の週刊誌インタビューで、首相の防衛出動命令が間に合わない緊急な場合には「部隊幹部の独断専行というか、超法規的にというか、そんな事態は起こり得るわけで、部隊幹部としてはそれなりの覚悟はもっている」と述べたことに対する質問に答えたもの。

栗栖議長は「現在の自衛隊法では外国から攻撃を仕掛けられた場合の部隊、戦闘機の正当防衛権は認められていない」「奇襲攻撃に対して何もやれない。防戦のためにも一歩も動けない。第一部隊に対して『逃げるな』という教育もできない」とし「いざという時、第一線指揮官が超法規的措置をとらざるを得ない」と強調した。

栗栖氏は「超法規的行動とは、いわば国際法上の部隊の正当防衛権にあたるもの」と説明している。部隊や戦闘機の正当防衛権については「現在でも国際法上認められる」とする考えがある。栗栖議長は、わが国の防衛法体系の不備を理由に“超法規的”という表現を使ったが、「法律を無視して行動できる」との意味にとられかねないだけに問題を含んでいる。

栗栖議長の週刊誌での「超法規的行動」の発言のくだりは次の通り。

一、むこうの飛行機の接近に対する緊急発進だとかいう場合には、部隊幹部の独断専行というか、超法規的にというか、そんな事態は起こりうるわけで、部隊幹部としてはそれだけの覚悟は持つておるようです。とにかく現在の自衛隊だけからいければ、外国の艦船にだ捕されつつある日本漁船のそばをたまたま通りかかっても、こちらとしてはなにもできない。いざとなった場合は、超法規的にやる以外にないと思う。その時は日本国民も超法規的行動を許す気分になるものと期待している。

一、現地部隊が、ただ手をこまねいていることは恐らくないと思う。やむにやまれぬ超法規的行動をとることになるでしょう。それは一種の正当防衛ですから。いずれにしても、もはや法律がないから、なにもできないなどといっちゃいられないような事態が将来起こりうると私は思う。その時、自衛隊が即応態勢をとれるかどうかをいうことがまさに問題なんです。

(1978.7.20 朝日新聞)

。(1978.7.27 福田首相)

有事立法の研究促進 首相、防衛庁に指示

福田首相は27日午後開かれた国防会議議員懇談会に出席し、有事立法と有事の防衛研究を促進するよう改めて指示した。また、丸山防衛次官が各国の民間防衛体制の現状を説明したのに対して、首相は「民間防衛体制に関する研究についても、どのようにしたらよいかを検討してほしい」と指示した。

この国防会議議員懇談会は28日の閣議に報告される「防衛白書」を説明するために開かれた。防衛庁では昨年8月から当時の三原長官の指示で、有事の際に自衛隊が出動し戦うために必要とされる特別立法や政令の研究を始め、首相も国会で支持している。有事の法制に関しては現在の自衛隊法103条、104条に規定があり、自衛隊が防衛出動を命じられた際に病院管理、民間の土地・家屋の使用、輸送業者に対する物資保管や収用をできるよう政令で細目を決めるよう定めている。しかし世論の反応などを考慮し今まで政令は作られていなかった。

これ以外にも、「道交法や海上交通法などの交通法規・民間の土地に陣地を構築する際の補償問題、死傷者への補償など平時の法律や民法をそのまま適用しては自衛隊が十分な行動をとれない」との立場で特別立法や法改正が将来の問題として考えられている。

(1978.7.28 朝日新聞)

。(1978.8.17 竹岡防衛庁官房長)

機密保護立法も考慮？ 人権との均衡を研究

17日の参院内閣委員会では、防衛庁が研究を進めている有事立法について質疑が行われたが、同庁の竹岡官房長は答弁の中で「憲法で保障された基本的人権を脅かすことは考えていない。しかし、軍事機密とかいろいろあるので、そういう点とのバランスを勉強してみたい」と述べ、検討の結果によっては、新たな機密保護法的なものを考えていることを示唆した。また「自衛隊の行動を円滑に進めるためには現在の諸法令にどんな適用除外規定が必要か」など8項目に分類して、有事立法の検討を進めていることを明らかにした。

竹岡官房長の発言は、山中郁子(共産)の質問に答えたもの。

竹岡官房長は、最初「基本的人権と軍事効用とのバランスが大切だ。しかし、国民の命が危険になるという、最大の基本的人権が脅かされる事態なので、ある程度の規制、制約は甘受されると思う。国民の協力はあると思うが、強制的にやらなければならないかどうか勉強したい」と述べた。

これについて、竹岡官房長は国会終了後「例えば部隊移動など内部の秘密保護を指したもので、基本的人権の制約を述べたのではない」と釈明、研究の結果によっては新たな機密保護法制定を考えていることを示唆した。

しかし、この表現が強すぎると判断したためか「言論、思想、良心という基本的人権を制約することは考えられない。あくまで憲法秩序の範囲内で考える」と訂正したが「軍事機密とかいろいろあるので、そういった点とのバランスは勉強したい」と付け加えた。

一方、黒柳明氏（公明）に対して、有事立法の検討項目として示した8項目は①自衛隊が行動するにあたって、現在ある諸法令が支障になるかどうか、支障があればどんな適用除外や例外規定を設けたらよいか②自衛隊法103条では、防衛出動命令が出た後は病院管理、土地・家屋使用、物資の管理・収用などの権限が認められているが、出動命令が出る直前にも何らかの措置が必要ないか③防衛庁内の事務手続き（会計処理など）の簡素化④市民誘導や保護に必要な法令など。

また金丸長官は「有事立法研究は秘密裏にやるつもりはない。ある程度まとまれば明らかにする」と約束した。

(1978.8.18 朝日新聞)

。(1979.3.24 山下防衛庁長官)

「軍人勅諭は徳目」石田発言に防衛庁長官肯定的見解

山下防衛長官は24日前の参院予算委員会で18日の防衛大学校卒業式で石田和外・元最高裁長官が述べた祝辞について「石田元長官が軍人勅諭に示されている忠節、礼儀、武勇、信義、質素という徳目を上げたが、これは時代が変わっても忘れてはいけない金言だ。軍人勅諭は現在の自衛隊には効力を持っていないが徳目として受けとるべきだ」と肯定的な見解を表明した。

これは立木洋氏（共産）が石田元長官が卒業式の祝辞中で「畏（かしこ）くも明治天皇の軍人への御さとし（軍人勅諭）は時代が変わっても断じて忘却してはならない金言だ」と述べた点を取り上げ「現在の自衛隊の基本精神とすることが許されるか」と追及したのに答えたもの。山下長官は石田元長官の出席について「卒業式には外交官、文化人など学識経験者に出席してもらい祝辞をもらっている」と説明するとともに「石田元長官は軍人勅諭という言葉を使っていないが信儀、質素などは普遍的な概念だ。わたしがいうのなら問題だが、学識経験者が普遍的な徳目にふれたのは、そのこととして受けとればいい。自衛隊は天皇のものではなく国民のためのものだが、これらの徳目は忘れてはならない」などと述べた。

(1979.3.25 朝日新聞)

。(1980.7.21 鈴木首相)

「総合安保会議」を検討

鈴木首相は21日、首相官邸で行われた岩手県の地元紙のインタビューで、日本の安全保障問題に触れ、国防会議の改組を含め、もっと幅広い視野で安全確保を検討するため「総合安全保障会議」の設置を検討する意向を明らかにした。これは故大平前首相の私的諮問機関「総合安全保障研究グループ」（議長、猪木正道・前防衛大学校長）が今月初めに提出した研究報告で提起した考え方だが、首相はインタビューのあと記者団に対し「総合安全保障の考えは私の年来の持論だ」と語り、強い意欲を持っていることを示した。ただ、国防会議の拡充や新たな会議の設置には法制化が必要で、関係省庁の権限調整といった問題もからみ、具体化にはかなりの論議が予想される。

首相は「国の安全保障は狭い意味の防衛力の整備だけでは確保できない」との基本的な認識を示した上で①平和外交を強力に展開して、日本の立場をよく理解してもらう②南北問題でも、発展途上国に対し、日本の国力にふさわしい援助・協力をを行い、これらの国々の安定に寄与する③資源やエネルギー、食糧確保の問題も国の安全保障の重要な要素である——などの考え方を明らかにした。

そうした基本的立場から、首相は「（現行の）国防会議は防衛庁設置法のなかで定められたものだが、それだけでよいのか」と述べ、「もっと広い範囲で総合安全保障会議を設置し、あらゆる角度から国との安全と存立、平和と繁栄を図ることを考えねばならない。検討を進める」と語った。
(1980.7.22 朝日新聞)

。(1980.8.27 奥野法相)

自主憲法制定の論義は望ましい

奥野法相は27日の衆院法務委員会で、「政治家としての所見だが」と断りながら「今の憲法は占領軍の指示に基づいて決定したものであり、国民の間から自分たちで（憲法を作ろう）という議論が出るのは望ましい」と述べた。

稻葉誠一氏（社会）が自主憲法制定の動きについて意見を求めたのに答えたもので、法相はまず憲法制定当時は、国会の委員会に提案したり採決したりすることに事前に占領軍の承認が必要だった点を指摘したうえ、「憲法9条のような独立の基本となる条文についても有力政党間に180度の違いがある。だから国民合意の中で（憲法を作り直そう）いうのなら好ましいことだ」と述べた。しかし、稻葉氏が「政府が自主憲法を求める空気を期待して何らかの行動をとるということか」とただしたのに対しては、「今の状態の中でそれを政府がすることは適当でない」と答えた。
(1980.8.27 朝日新聞・夕刊)

◦ (1980.9.2 奥野法相)

法相、また“改憲”強調「罷免要求は脅迫」

法相はこの朝のテレビ番組で、改めて改憲を強調したばかり。そのなかで、護憲運動を「憲法固定運動」と非難したことについて「護憲運動が憲法の定着に努力してきたことは高く評価しているが、このごろは改正論議を封殺する面もあるのではないかと思う。自主憲法論者も護憲論者も、お互いに主張を理解しながら論議を進めて欲しいということだ」と説明した。

法相の談話は次の通り。

衆院法務委での答弁は、「個人的見解でもいいから聞きたい」という質問者の趣旨もあり、国会はもともと自由な発言が期待されている場所もあるので、答えないのは適当でないと考えた。私は「自由な論議をして自主的に憲法を作り直してみよう」という考えが出てくるとしたなら、それは好ましい」という趣旨を答えたが、併せて「国民の間から自主憲法制定の空気が生まれてくるような動きを、今の状態の中で政府がすることは適当でない」とも答弁した。これは、そうした考えが各政党間、国民各層間の合意になっていないので、混乱を引き起こすと考えているためである。

このような経過にもかかわらず、一部の政党が反対の見解ならともかく、一方的な非難の声をあげることは、国会での率直な論議を封殺し、国会を空疎なものにする自殺行為だと思う。

憲法99条の尊重擁護義務と改憲論議とは矛盾しないし、憲法自身が96条に改正条項を定めている。世間の一部にあるように、改憲論議さえ阻止するというのは広く自由な社会体制を守ろうとする憲法の基本姿勢にも反する考える。

(1980.9.2 朝日新聞・夕刊)

◦ (1980.10.6 鈴木首相)

改憲の意図明確に否定 首相、衆院代表質問で答弁

6日の衆院本会議では、北山愛郎(社会)、伊藤宗一郎(自民)、長谷川正三(社会)の三氏が質問に立ち、いずれも憲法問題にふれ、首相の考え方をただした。

鈴木首相は、この問題で首相自身の態度が揺らいでいる印象をはねのけるように「改正の意図はない」との態度を繰り返し明らかにした。その理由として①憲法の定める民主主義、平和主義、基本主義的人権の尊重という基本理念はすぐれたものであると評価し、将来においても堅持すべきだ②憲法改正は慎重のうえにも慎重な配慮を要する。いま国民に改正すべきだというコンセンサスができているとは思わない——との点をあげ

つつ、「憲法改正を政治日程にのせる考へはない」と声明した。

さらに、憲法改正手続きを規定する憲法96条を引き合いに、改正の議論や研究は「憲法の尊重、擁護義務」(99条)に違反するものではないと述べたうえ、「憲法を改正しない方針には閣僚が全員一致して賛成している。閣内不一致はない」などと付け加えた。

(1980.10.7 朝日新聞)

。(1980.10.22 鈴木首相)

「自主憲法制定の努力」護憲方針と矛盾せぬ 首相、国会論議を評価

(10月22日朝、自民党本部で開かれた二回当選代議士との懇談会でのあいさつ)

鈴木首相のあいさつのうち、憲法問題に触れた部分は次の通り。

一、国会は(所信表明に対する各党代表質問)本会議と予算委員会を終えたが、率直にいって憲法論議が7割を占めていたように思われる。自民党は結党以来、自主憲法制定という政綱をかけている。私どもは内閣として現行憲法を尊重、擁護し、(他方、自民党は)自民党立党以来の自主憲法制定の努力をする、両面の対応が必要になってきた。これは私の内閣で始まったのではなく、歴代のわが党内閣がいつも背負っている宿命といつていゝ問題である。

一、今度の憲法論議を通じて、それなりの成果を収めたと評価している。憲法99条の尊重、擁護義務がきわめて明快に国民の前に明らかにされた。また96条で憲法について論議することは、尊重、擁護に矛盾するものでない。

一、従来とかく閣僚が憲法について論議することがタブー視されていたが、憲法の条項に照らして決して矛盾するものでないことが、国民の前に明らかにされた。鈴木内閣の閣僚は、いますぐ憲法を改正するような誤解を与えないよう言動に慎しんで欲しいと申しており、閣僚諸君もそういう気持ちで国民に対応してもらった。

(1980.10.22 朝日新聞・夕刊)

。(1981.2 竹田統幕議長)

統幕議長の専守防衛批判（雑誌『宝石』3月号インタビュー）

【専守防衛問題】憲法、専守防衛非核三原則、こういうことは全部政治の問題だ。だからわれわれは与えられた政策の範囲内でしか動けない。しかし、たとえば専守防衛は絶対悪い点はないんだ、最上の方法なんだ、とすべてそう思って決められたのではない。

だから、デメリットも承知のうえで出しているんだと、私はそう理解している。実際、専守防衛は非常に戦いにくい戦略だ。専守防衛というからには、まかり間違えば國士で戦うことになる。爆弾が一発も落ちてこないなんて考えられてはこまる。砲撃もされると、どうかすれば本土の一部を占領されるかも知れない。それ(デメリット)を納得したうえで、なおかつ専守防衛政策をとった方が今日の情勢で、あるいは将来においてもいいというなら、それはそれでとやかくいう問題ではない。

しかし、はっきりいって今日の発達した兵器のもとでは専守防衛をいっていたら一億国民すべての安全が保障されるかどうか。飛行機一つとってもその侵入破壊力は昔の比ではない。侵入してくる敵機を全部海上でたたき落とすことは絶対にできない。日本の救いは日米安保体制によってアメリカと一緒にやることになっていることだ。攻撃は米国が受け持ってくれるといっているから、専守防衛といえるが、日本を守る立場から見れば専守防衛ではない。

【防衛予算の GNP 比 3 %論】（今回の防衛予算の 7.6 %、GNP の 0.9014 %では、まだまだ物足りないとは思うが、日本が理解しながら行くスタートラインになるのでは、との質問に）予算の話をするとき、いつもパーセンテージ論が先行するが、私はナンセンスだと思っている。自衛隊は何ができるか、という能力をまず問うて、そこから予算を組まなければならない。その何ができるか……という基本があれば、諸外国が何と言おうと、それほど考えなくてよいが、その基本がない。えてして予算というのは、大蔵省レベルになっていくと、どうしてもパーセントだと社会保険費との比較がどうだとか、そんな話になっていく。

ほんとう言えば、基礎的防衛力は、今までにもうできていなければいけない。限定小規模のミニマムのものに対応する力はできでおかなきゃいかん。それが、いつできるかわからんなんて不安だ。この予算規模では、諸外国の信頼感——少なくともアメリカの国民は、タダ乗り論という気持ちが強くなりはしないか。今までせっかくよくなつた対日感情が、なんだやっぱり……と思われはしないか、とおそれる。

(防衛費が GNP の中で占める割合についての質問に対し) だからナンセンスだと先ほどもいった。1 %では何の意味もない。強いて言うなら、3 %なら意味がある。

【徴兵制】心外に思っていることがある。社会党の稻葉誠一先生と自民党の森清先生

が憲法に関する質問をされたが、そのときの政府答弁というのが、徴兵はやらせない……。徴兵をやることがいいかどうかは別問題だが、その理由が、憲法13条、18条に違反するからやらないというんです。13条は国民の個人的存立条件の尊重、18条は奴隸的拘束、苦役は本人の意思によらなくてはならないというんでしょう。こんな理由は筋違いでしょう。

逆にそれならば自衛官は奴隸的服従と苦役をやっているのかということになるわけだ。要するに国を守ることは崇高い使命であって、奴隸的服従とか苦役ということは次元が全然違う。作業が苦しいとか、規律が厳しいということを、奴隸的服従や苦役なんて目で見られたらたまらん。そんなことを言っておったら、隊員募集にも困るし、いざ戦争になって逃げたらどういうことになるのか……。

徴兵をやらないというのは政策だと思うから、それはそれでいい。しかし、憲法にひっかけて言うことは、隊員の後ろを見たらだれもおらんということに關係する。尊い仕事なんだということをまず前面に出さないと、やっている行為は人殺しだから、あれは人間のやる行為じゃない……という考え方につながっていく。

（1981.2.2 朝日新聞・夕刊）

。（1981.2.9 鈴木首相）

改憲 次の参院選で問わぬ 首相が奥野発言を否定

鈴木首相は9日の衆院予算委員会で、「83年の参院選で憲法改正を問うことは全然考えていない。そういう行動は一切取らない」と述べ、奥野法相が同日発売の週刊誌インタビューで示した「次の参院選で改憲を問え」との見解を全面的に否定した。また、首相は奥野法相らのたび重なる改憲発言について、今後は閣僚に事前に相談をしてもらうなど慎重な言動を求める考えを明らかにした。

これは渡部一郎氏（公明）の質問に答えたもの。奥野法相はこの週刊誌インタビューで、「これまで憲法をいいように解釈しながら運用してきたが、それにも限界がある」と改憲の必要性を強調するとともに、「改憲の議論を尽くし、結論が出れば、83年の参院選で国民の批判を求めらいい」と語っている。

渡部氏は奥野見解を「内閣不統一」と批判し、①鈴木内閣は改憲を政治日程に乗せない、と言明しているが、次の参院選で改憲を問うのか②憲法を厳格に施行すべきだ③今後、憲法問題で内閣の足並みが乱れないようにどんな措置を取るか、とただした。

これに対し、首相は次の参院選で改憲を問う考えのないことを明確にするとともに、「憲法は基本法だから、国民に疑惑を与えるようなことはしない」とし、解釈・運用を厳格にする方針を示した。また、今後の閣僚発言について「事前に相談するなど、それが

行き過ぎ、誤解を与える形にならないよう閣僚の言動は慎重であるように期待し、そう進めたい」と述べた。
(1981.2.10 朝日新聞)

。 (1981.5.29 鈴木首相)

新たな軍事側面ない（日米同盟関係）

(29日、衆院の外務、内閣安全保障特別の各委員会の連合審査)

石橋氏 共同声明の「同盟」は入れない方が良かった。初めて文書にしたことにも重みがある。日独伊三国同盟などを思い出させる。

首相 今までの日米関係のわく組みを変えるような新たな軍事的側面はない。攻守同盟や、個別の自衛権から集団的自衛権に移ることはない。「役割分担」も、今までのわく組みを変えるものではない。
(1981.5.30 朝日新聞)

。 (1981.10.3 鈴木首相、大村防衛庁長官、塩田防衛局長)

問題多い自衛の範囲（榎氏）

航路帯の場合は1千カイリ（自衛範囲で首相答弁）

(3日の衆院予算委員会)

榎利夫氏（共産） 日本の自衛の範囲が、周辺数百カイから航路帯千カイと広大で、フィリピンの領海内に入り込んでいる。他の国々の領海まで含めているのは重大な問題だ。

大村防衛庁長官 海上交通を保護するため、憲法を踏まえつつ必要最小限の自衛力を行使できる。日本の領土、領海、領空に範囲が限られるわけではないことはこれまで繰り返し述べている。

首相 公海、公空であって、よその国の領海、領空が入らないことは明らかである。そういう意味で周辺数百カイ、航路帯の場合は一千カイをわが国の防衛範囲と考えている。

榎氏 一千カイを防衛の範囲とするのか。これは重大な発言だ。

塩田防衛庁防衛局長 一千カイが自衛の範囲であるとはいわない。一千カイのうち、自衛の範囲内で防衛活動を行うのだ。

榎氏 首相は「自衛の範囲」とはっきりいった。どちらが正しいのか。

首相 内容は同じだ。一千カイの航路帯といっても、よその国の船舶や艦船を守るのではない。日本の船舶、艦船を守るのだ。

榎氏 首相のナショナル・プレスクラブでの「航路帯一千カイを防衛の範囲とする」という発言は、従来の姿勢から一步踏み出したもの、と米国も受けとめている。

防衛局長 一千カイというのは海上自衛力の整備にあたって、一千カイ程度のものは守れ

るような防衛力は整備したいという目標だ。従って、一千ヶ所オペレーション・エリアではなく、整備目標である。自衛のための行動を、一千ヶ所程度まではできるように整備したいということだ。

(1981.10.4 朝日新聞)

② 教育(教科書)問題

- (1978.8.28 砂田文相)

文相が「戦後」批判 「教育勅語にもよい面」

福田首相の「英才教育」発言が論議を呼んでいる中で、砂田文相は28日、日本記者クラブで講演し「戦後の教育はスタートで過ちを犯した。それは、能力主義を否定して平等主義偏重に陥ったことと、戦前の教育をすべて悪だとして投げ捨てたことだ」と述べるとともに「教育勅語にもよいところがある」と発言して注目された。その一方で文相は「教育勅語に書かれている徳性を現代の青少年は音楽やスポーツを通じて身につけている」と青少年の側に立つ姿勢をも強調したが、文相が正面から戦後教育批判を行ったのは初めて。

(1978.8.29 朝日新聞)

- (1980.7.22 奥野法相)

法相が教科書批判 「国を愛する」の言葉なし

奥野法相は22日の閣議後の記者会見で「現在の教科書は(国を愛するという言葉を避けているなど)大変問題がある」と述べ、義務教育課程などで使用されている教科書が国防意識の面で欠陥があるとして強く批判した。さらに法相は「防衛力強化で突っ走る気はさらさらないが、国の安全について国民みんなが考える時期に来ている」と鈴木首相の総合安全保障会議設置構想を推進すべきだ、との考えを示した。これは同構想について閣議で議論したのを受けて述べたもの。奥野法相は田中内閣で文相をつとめたことがある。

(1980.7.22 朝日新聞・夕刊)

- (1980.10.15 田中文相)

教師の指導面検討 愛国心教育で文相答弁、教科書に記述少ない（衆院文教委員会）

この日の委員会では、自民党の三塚博氏が来年度から中学校で使われる社会科教科書を取り上げ「学習指導要領では愛国心を教えることになっているのに、教科書の中にはその記述がない」と、文部省の検定に疑問を投げかけた。これに対し、三角初等中等教

育局長は「学習指導要領に即したものと検定基準にしている。しかし、著作者に対して『書くべきだ』と指摘していくことには限界がある。従って、教科書によって濃淡があることは事実だろう」と、記述の少ない教科書の存在を認めた。また、三塚氏が「補足するよう指導すべきだ」と求めたことに対し、文相は「3年間は教科書を変えないことになっている。調整できるか、話し合ってみるが、むしろ、（教員の）指導の面でどのようにできるか、事務当局と検討する」と述べた。

（1980.10.16 朝日新聞）

。（1981.2.10 奥野文相）

教科書記述は行き過ぎ　自衛隊違憲論 法相、また批判

奥野法相は10日の衆院予算委員会で、義務教育の教科書が自衛隊について「憲法違反との論議がある」と記述している点を取り上げ、「違憲の議論があろうとも、国法に基づいて自衛隊がある以上、教科書にまで（違憲論議を）示すのは行き過ぎだ」と、教科書批判をした。……………（中略）

文部省教科書検定課によると、「自衛隊については憲法9条との関係で違憲論がある」との趣旨の記述は、小学6年「社会科」の教科書の大部分、中学「公民」の全部の教科書にある、という。また、この点について、同課は①日本国憲法の平和主義を教える②国の安全を考えさせる——との学習指導要領に基づいての記述、と説明している。この法相発言は、稲葉誠一郎氏（社会）が法相の週刊誌インタビューでの憲法発言問題に関連して、法相の見解をただした上で明らかにされたもの。

稲葉氏は「自衛隊の合違憲論議は事実なのだから、教科書に記述があるのは当然」と述べたが、法相は「裁判所も自衛隊を違憲としていない。教科書にまで示すのは行き過ぎだ」と言い切った。

（1981.2.11 朝日新聞）

（文部省）文部省監修教科書「社会」の「憲法」章では、自衛隊の違憲性について、

（文部省）文部省監修教科書「社会」の「憲法」章では、自衛隊の違憲性について、

。(1981.2.24 奥野法相)

法相またも教科書批判

奥野法相は24日の午後の衆院予算委で、栗田翠氏(共産)が、教科書の中で自衛隊について合憲・違憲の両論が併記されている点について、政府の見解をただしたのに対し、「(自衛隊について)合憲、違憲の両論があることは承知している」としながらも、「自衛隊は国の独立を守る重要な機関だ。義務教育の判断力のない子どもたちに、憲法違反の疑いがあるように自衛隊に疑問を起こさせ、国民として育てていくことは疑問に思っている」と答えた。

(1981.2.25 朝日新聞)

⑥ 年 表

① <憲法と防衛>年表

<コメント>

[この年表は、『法学セミナー増刊』総合特集シリーズ15、"日本の防衛と憲法" P285~289掲載の仲衛氏作成による年表に、1981年4月以降の分を付け加えたものである。]

教科書と自衛隊（前）

月日

〔1945年〕

- 8.15 日本が無条件降伏。
9. 6 「降伏後における米国の初期の対日方針」決まる。連合国軍総司令部（司令官・マッカーサー元帥）が、これに基づいて武装解除や軍国主義抹殺、政治的・経済的民主化、自由民主主義助長など指令。
- 9.27 天皇、マ元帥を訪問。
10. 4 マッカーサー・近衛文麿第2回会談。近衛公は改憲を要請と受け取る。総司令部が政治的・市民的・宗教的自由化の公民権指令。
- 10.11 幣原首相がマ元帥を訪問。改憲を示唆する。
- 10.25 内閣に憲法問題調査委員会設置。
12. 8 松本蒸治憲法担当相が改憲四原則を発表。

〔1946年〕

1. 1 天皇が人間宣言。
2. 1 政府が改憲要綱を非公式に総司令部に提出。
2. 3 マ元帥、改憲三原則（マッカーサー・ノート）を提示し、民政局に改憲草案の作成を命令。
- 2.13 総司令部は政府の改憲案を拒否し、総司令部案を交付。
3. 6 政府、改憲草案を発表。
- 6.20 政府、改憲案を帝国議会に提出し、審議始まる。
- 6.26 吉田首相が衆院本会議で「憲法は自衛権発動としての戦争も放棄」と宣言。
10. 7 日本国憲法成立。
11. 3 日本国憲法公布（施行は1947年5月3日）。

〔1948年〕

- 7.31 マッカーサー書簡で公務員の争議権、団交権を停止。

〔1949年〕

5. 7 吉田首相が「講和後も米軍の駐兵を希望」と言明。
- 11.11 吉田首相、単独講和希望と発言。
12. 4 社会党中央執行委員会が「全面講和、中立堅持、軍事基地反対」の平和三原則を決定。

〔1950年〕

1. 1 マ元帥が「日本国憲法は自衛権を否定せず」と年頭声明。
- 1.19 社会党が分裂（4月3日再統一）。
- 6.25 朝鮮戦争爆発。
7. 8 マ元帥が7万5000名の警察予備隊の創設と海上保安官8000名の増員を指令。
- 8.10 警察予備隊令公布。
- 10.30 旧軍人3250名が初の追放解除。

〔1951年〕

- 1.19 社会党大会で平和三原則を決議。
- 1.20 自由党大会で自主、自立、自衛の三原則に基づく宣言、綱領、政策を決定。
- 3.10 総評第2回大会で平和四原則。
9. 4 対日講和会議開く。
9. 8 対日平和条約（ソ連とポーランド、チェコスロバキアは調印拒否）と日米安保条約調印。

- 10.24 社会党、条約問題をめぐり分裂。
- 11.22 吉田首相、旧陸海軍人を招いて防衛力漸増で協議。

〔1952年〕

- 1.15 海上警備隊を創設。
- 4.28 平和、安保両条約が発効。
- 7.14 旧陸軍将校ら236名を予備隊幹部として採用。
- 7.21 破防法公布、公安調査庁発足。
8. 1 警察予備隊と海上警備隊を統合した保安庁を設置、保安隊とする。
8. 4 吉田首相が保安庁幹部に「新国軍の土台たれ」と訓示。

10. 8 最高裁判所が、左派社会党による警察予備隊違憲訴訟に対し「裁判所には抽象的に法律命令の合憲性を判断する権限なし」と却下。

10.15 保安隊発足。

11.21 政府、占領政策の再検討を決める（いわゆる“逆コース”始まる）。

〔1953年〕

4. 1 保安大学校（現防衛大学校）開校。

7.27 朝鮮休戦協定調印。

8. 7 スト規制法公布。

10.27 防衛構想3ヵ年計画決定。

11. 3 吉田首相が衆院予算委員会で、「保安隊は戦力なき軍隊」と答弁。

〔1954年〕

1.15 憲法擁護国民連合が結成される。

3.12 自由党憲法調査会が発足。

6. 2 参院で海外派兵禁止を決議。

6. 3 教育の政治的中立の確保に関する法律など公布。

6. 8 警察の中央集権なる。

6. 9 秘密保護法（MSA協定関係）公布。

7. 1 保安庁改組、防衛庁、自衛隊が発足。

9. 1 保安大学校を防衛大学校へ改組。

11. 5 自由党憲法調査会が改憲要綱を發表。

11.10 改進党も同じく発表。

11.20 少年自衛官の募集開始。

12.19 鳩山一郎首相が9条改正必要と言明。

12.22 参院予算委員会で「自衛隊は違憲ではない」との政府統一解釈。

〔1955年〕

2.27 第27回総選挙で社会党が改憲阻止に必要な3分の1以上の議席を確保。

3.14 防衛庁が防衛六ヵ年計画案（陸18万名、海上12万隻、航空1200機）。

3.29 鳩山首相が現行憲法無効論。

5. 8 砂川基地闘争始まる。

7. 5 清瀬一郎氏民主党政調会長がマッカーサー憲法は違法と発言。

7.30 憲法調査会法案が廃案。

9. 1 日米ワシントン会談で安保条約の双務化などの共同声明発表。

10.13 社会党統一。

11.15 保守合同で自民党結党。党政綱に憲法の自主的改正をうたう。

12.19 原子力基本法公布。

〔1956年〕

2.29 鳩山首相が「自衛のためなら敵基地攻撃も可能」と言明。

3.27 自民党憲法調査会が、天皇・内閣、国会・財政・地方自治、国民の権利義務・司法、前文・戦争放棄・憲法改正・最高法規の四分科会論議を始め、改正の基本原則を示す。

4.18 同調査会が天皇の地位、戦争放棄、国民の基本的義務などの諸規定に問題点があるとの「憲法改正の方針と問題点」なる中間報告書。

6.11 憲法調査会法施行。

7. 2 国防会議が発足。

7. 8 第4回参院選でも野党が3分の1以上の議席を確保。創価学会員3名が初めて国会議席を得る。

10.19 日ソ国交回復宣言。

〔1957年〕

3.11 政府、社会党不参加のまま内閣憲法調査会の発足を決定。

4.25 政府「攻撃的核兵器は違憲」との統一見解を発表。

5. 7 岸信介首相、参院内閣委員会で自衛権の範囲内なら核兵器保有も合憲と答弁。

6.14 国防会議が第1次防衛力整備3ヵ年計画を決定。

8. 6 日米安全保障委員会が発足。

8.13 内閣憲法調査会が初総会。

〔1958年〕

6. 8 憲法問題研究会発足。
10. 4 安保条約改定交渉始まる。
- 10.14 岸首相がN B C放送インタビューで「憲法9条は廃止の時」と語り、問題となる。
- 〔1959年〕
- 3.19 自衛のための敵基地攻撃は合憲との政府統一見解を発表。
- 3.28 安保改定阻止国民会議結成。
- 3.30 東京地方裁判所が、安保条約による米軍駐留は違憲として、砂川事件被告全員に無罪判決。
- 10.25 西尾末広氏らが安保問題をめぐり、社会党を離党。
- 12.16 最高裁判所が、駐留米軍は憲法にいう戦力ではないとして、一審判決を破棄。
- 〔1960年〕
- 1.19 改定安保条約など調印。
- 1.24 民主社会党（現民社党）結党。
- 2.11 安保条約審議始まる。
- 5.20 午前零時すぎに自民党が衆院本会議で改定安保条約を強行可決、国会空転しデモ隊が国会を包囲。
- 6.19 30万名のデモ隊が国会を取り巻く中で、改定安保条約が成立。
- 6.23 改定安保条約発効。
- 10.12 浅沼稲次郎社会党委員長が日比谷公会堂で演説中に暗殺さる。
- 〔1961年〕
- 7.18 国防会議が第2次防衛力整備5カ年計画（ミサイル強化など）を決定。
- 12.12 池田勇人首相ら内閣要人暗殺計画が発覚、旧軍人ら13名逮捕。
- 〔1962年〕
- 12.11 陸上自衛隊北海道島松演習場で地元民が電話線を切断（恵庭事件）。
- 〔1963年〕
1. 9 ライシャワー駐日米大使が、原子力潜水艦の日本寄港を申し入れ。
8. 5 原水禁運動、「いかなる国」問題で分裂。
- 12.26 最高裁判所が砂川事件再上告を棄却、全員有罪が決まる。
- 〔1964年〕
7. 3 内閣憲法調査会が最終報告書。
8. 4 米駆逐艦がベトナム・トンキン湾で北ベトナム魚雷艇に攻撃されたとして、米機が報復爆撃し、米国のベトナム介入が始まる。
- 8.28 政府、米国原潜の寄港を受諾。
- 11.12 米原潜が初めて寄港（佐世保）。
- 11.17 公明党結党。
- 〔1965年〕
- 2.10 衆院予算委員会で社会党・岡田春夫議員が、防衛庁統幕会議の極秘文書「63年度統合防衛図上研究実施計画（三矢研究）」で政府を追及。
- 11.12 日韓条約、衆院本会議で議長職権により混乱のうち強行可決。
- 〔1967年〕
- 1.29 第31回総選挙、自民党が初めて得票率で50%を割る。
- 2.11 初の建国記念日。
- 3.13 国防会議が第3次防衛力整備計画を決定。
- 3.29 恵庭事件で札幌地裁が自衛隊法の憲法判断にはふれず無罪判決。
11. 2 政府、米国に原子力空母の寄港承認を通告。
- 〔1968年〕
- 1.19 米原子力空母エンタープライズが初めて佐世保に入港。
- 1.23 米情報収集艦エプロ号が北朝鮮に領海侵犯で連行、エンタープライズが元山沖へ急行。
- 2.23 倉石忠雄農相が「現行憲法は他力本願」と発言（1カ月後辞任）。
- 〔1969年〕
- 1.19 反日共系学生が占拠する東大に機

- 動隊8500名を導入、安田講堂の封鎖解除。
- 7.22 米国防総省が沖縄に致死性ガスC・B配備を認め撤去と発表。
8. 3 参院本会議で混乱のうちに大学運営臨時措置法案を強行可決、成立。
- 9.14 長沼ナイキ訴訟に関し平賀健太札幌地裁所長が担当裁判長に却下決定暗示の書簡を手渡し問題化。
- 10.14 自民党が党議として日米安保条約の自動延長を決定。
11. 8 公明党が沖縄米軍基地の実態調査結果を発表し水爆貯蔵と断定。
- 11.21 日米共同声明発表、佐藤栄作首相が72年に沖縄復帰、核抜き本土並みと説明。
- 〔1970年〕
- 2. 3 政府、核拡散防止条約の調印を正式決定。
 - 6.21 全国で安保廃棄・沖縄全面返還の集会、デモ。
 - 6.22 政府、日米安保条約の自動延長を声明（6月23日自動延長なる）。
 - 10. 7 防衛庁が沖縄復帰後の第1次防衛計画、3200名配備と発表。
 - 10.20 政府、初の防衛白書を発表。
 - 11.25 作家の三島由紀夫らが自衛隊東部方面総監部に乱入、改憲を訴え三島ら2名が割腹自殺。
 - 12.25 最高裁が青法協裁判官に対する公開質問状問題で飯守重任鹿児島地・家裁所長を解任（31日同氏辞任）。
- 〔1971年〕
- 2.22 自民党憲法調査会が、前文・天皇・最高法規・改正手続き等、安全保障、国民の権利義務・司法、国会・内閣、地方自治・財政の五分科会からなる憲法改正要綱作成委員会を設置、全面再検討決める。
 - 3.31 最高裁、青法協所属の宮本判事補の再任を拒否。
- 4.27 防衛庁が第4次防衛力整備計画案を決定。
- 6.17 沖縄返還協定に調印。
- 〔1972年〕
- 5.15 沖縄が復帰。
 - 6.16 自民党憲法調査会が、天皇を日本国の代表とする、自衛力保持を明記する、社会連帯・公共福祉の理念を強める——などの憲法改正大綱草案を了承、党内配布。
 - 9.25 田中角栄首相が訪中し、国交を正常化。
 - 10. 9 第4次防衛力整備計画決まる。
 - 12.21 東西ドイツ基本条約調印。
- 〔1973年〕
- 3.29 ニクソン米大統領がベトナム戦争の終結を宣言。
 - 8. 8 来日中の韓国・金大中氏が東京のホテルから強制連行（韓国官憲によるものと判明）。
 - 9. 7 長沼ナイキ訴訟で、札幌地裁が自衛隊違憲判決、自民党青嵐会などが「改憲して自衛隊をはっきり認めろ」と要求。
- 〔1974年〕
- 5.29 法制審議会が改正刑法草案を答申。
 - 7.16 東京地裁が教科書検定制度は合憲と判決。
 - 10. 6 米議会原子力合同委でラロック退役海軍少将が、日本に核を持ち込まれていると示唆。
 - 11. 6 最高裁が全通猿払事件などで公務員の政治活動禁止・制限は合憲と初判断。
- 〔1975年〕
- 2.22 新潟地裁、反戦自衛官裁判で小西元三曹に無罪判決。
 - 5. 7 稲葉修法相が3日に自主憲法制定

国民会議総会に出席したことで野党から追及され、「現憲法には欠陥がある」と発言(21日発言を撤回、陳謝)。

11.26 国・勤労がスト権スト (12月8日まで続く)。

12.20 東京高裁が家永裁判で、検定不合格は裁量逸脱と判断。

〔1976年〕

4.22 憲法問題研究会が18年間の活動に終止符。

5. 3 政府、24年ぶりに憲法記念日式典を主催。

5.21 最高裁が学力テスト合憲判決。

5.24 核拡散防止条約を批准。

6.25 新自由クラブ結党。

8. 5 札幌高裁が長沼ナイキ訴訟控訴審で自衛隊違憲の原判決を取り消す。

9. 6 ソ連最新鋭戦闘機ミグ25が函館空港に強行着陸、操縦士のペレンコ中尉が米国へ亡命。

10.29 政府、「77年度以降の防衛計画の大綱」(ポスト4次防)決定。

12. 5 衆院も与野党伯仲となる(参院は74年選挙から)。

〔1977年〕

2.17 水戸地裁が百里基地訴訟で自衛隊合憲判決。

3.18 弹劾裁判所、ニセ電話事件の鬼頭史郎判事補を罷免。

3.26 社会市民連合(現社会民主連合)結党。

7.13 最高裁が津地鎮祭訴訟で合憲判決。

12.23 最高裁が都教組訴訟で、公務員の争議行為はすべて懲戒処分の対象と判決。

〔1978年〕

1.11 竹入義勝公明党委員長が党大会あいさつで自衛隊“容認”と言明。

2.11 総理府、建国記念日式典を初めて

後援。

7.19 栗栖弘臣統幕議長が「奇襲された時は、法の不備を無視して超法規的に行動」と発言、問題化(28日“解任”する)。

7.27 福田赳夫首相が国防会議で有事立法の研究促進を指示。

9. 6 自民党の中曾根康弘総務会長が9条改正などを提唱。

10.22 日中平和条約が発効。

12.15 米中が国交正常化。

〔1979年〕

3.22 山口地裁が自衛官合祀に違憲判決。

4.19 A級戦犯14名が靖国神社に合祀されていたことが判明。

6.12 元号法を公布。

12. 6 公明、民社両党が中道連合政権構想で合意。

〔1980年〕

1.10 社会、公明両党が連合政権構想で合意。

6.22 初の衆参同日選挙で自民党圧勝。

8.19 自民党の桜内義雄幹事長が、近代経済研究会で「現憲法には欠陥があることは多くの人が認めている」と改憲発言。

8.27 奥野誠亮法相が衆院法務委員会で「いまの憲法は占領軍の指示に基づいて決定したもので、国民の間から自分たちでつくり直そうという議論が出るのは望ましい」と発言、改憲論議が盛んとなる。

10. 6 鈴木善幸首相、衆院本会議で、「憲法改正はしない」と答弁。

10.24 自民・民社両党首会談、安全保障政策で合意、民社党が初めて防衛関係法改正案への賛成決める。

12. 2 竹入公明党委員長が党大会のあいさつで「日米安保は当面存続、自衛

隊はさし当たり保持」と言明、これを盛り込んだ「80年代連合政権要綱」を4日、党大会で正式決定。

[1981年]

2. 2 竹田五郎統幕議長が、専守防衛、徴兵制禁止を批判、文民統制で問題化。
2. 7 初の「北方領土の日」行事行なわる。
4. 9 日本の貨物船日昇丸、米原潜にあて逃げされ沈没。
- 4.21 自民党憲法調査会、9月をめどに憲法草案をつくることを決める。
- 4.22 防衛庁、有事法制の中間報告。
5. 8 日米共同声明、同盟関係を前面に

日本の防衛努力うたう。【平成10】

- 5.18 ライシャワー元駐日大使、米艦が核積んだまま日本に寄港していると発言。
- 6.10 日米安保協議委員会事務レベル協議で、米側、日本に防衛計画の大綱（76年10月閣議決定）見直し要求。
- 7.30 「戦没者追悼の日」検討で政府・自民党首脳一致。
- 10.22 自民党自主憲法期成議員同盟、改憲の第1次草案まとめる。
同盟、新運動方針案に防衛問題盛り込む。
- 10.27 改憲推進のための全国組織「日本を守る国民会議」結成。

② <教科書問題>年表

<コメント>

[この年表は、『法学セミナー増刊』総合特集シリーズ17、"教科書と教育"掲載の村井淳志氏作成の年表のうち、最近における教科書攻撃が顕著になってきた1980年以降を収録したものである。(1981年11月の部分は追加した)]

教科書と自衛隊（前）

〔1980年〕

- 1.22 自民党機関紙「自由新報」で「いま教科書は——教育正常化への提言」連載開始。
- 4 小学校6年社会科（歴史）が学習指導要領にそって人物中心となる。
- 7.22 奥野法相、「現在の教科書は（国を愛するという言葉を避けているなど）大変問題がある」と発言。
- 8.20 文部省、「国を守る気概」の教育について部内研究に着手、学習指導要領の改正も検討。
- 10.15 田中文相、「現行教科書は愛国心に関する記述が少ない」と発言。
- 10.22 自民党、教育問題連絡協議会の中に「教科書に関する小委員会」を設置。
12. 4 自民党政教部会、戦後教育の見直しのため教科書問題小委など五小委を設置。

〔1981年〕

- 2.27 筑波大グループによる『疑問だらけの中学校教科書』発行（これを主なよりどころにしてその後社会科教科書批判が活発化）。
3. 5 自民党政教科書問題小委、国定化も含め、教科書制度見直し推進を確認。
- 3.10 教科書全国連、日教組など8団体の呼びかけで「3.10教育と教科書の反動化に反対する国民集会」開催。
- 4.11 自民党政教科書問題小委、教科書制度改革案発表（「偏向是正」「国定化」もり込む）。

- 4.21 教科書協会、3年後の中学教科書の改定で「公民」のみ全面改定（従来は4分の1改定）することを決定（27日に文部省へ申し入れ）。
- 5 歴史教育者協議会を中心に『教科書がねらわれている』発行（『疑問だらけの中学校教科書』への反論の書）。
- 5.21 渡辺洋三ら公民教科書執筆者7名、「公民」全面改定に対して緊急声明。
- 5.22 自民党政教部会長、党役員会で教科書法（検定の法的拘束力強化、広域採択などが内容）を検討中であると表明。
- 6.10 井上ひさし、都留重人ら学者文化人ら10氏が教科書統制に反対するアピール。
- 6.11～12 総評・日教組など八団体主催、「教科書攻撃に総反撃する国民集会」開催。
- 8.10 教科書協会の自民党への政治献金が問題化。
9. 9 文部省、高校「現代社会」の検定で全面削除された公害企業名の復活を決める。
- 11.13 総評・日教組など12団体主催、「教科書に真実を！ 言論に自由を！ そして平和を『音楽』と『文化』わたくしたちの集い」に2万人参加。
- 11.17 文相、中央教育審議会に、教科書制度の見直しを含め、初中教育のあり方諮問。